

平成30年第8回

置戸町議会定例会会議録

平成30年12月12日開会

平成30年12月13日閉会

置戸町議会

平成30年第8回置戸町議会定例会（第1号）

平成30年12月12日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成30年第6回定例会付託）
- 日程第 4 認定第 2号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成29年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成30年第6回定例会付託）
- 日程第 5 認定第 3号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成30年第6回定例会付託）
- 日程第 6 認定第 4号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成29年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成30年第6回定例会付託）
- 日程第 7 認定第 5号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成30年第6回定例会付託）
- 日程第 8 認定第 6号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成29年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成30年第6回定例会付託）
- 日程第 9 認定第 7号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成30年第6回定例会付託）
- 日程第 10 議案第61号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第62号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 12 議案第 63号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 64号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 65号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 15 議案第 66号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 16 議案第 67号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 17 議案第 68号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 18 議案第 69号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 19 議案第 70号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 20 報告第 11号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第 21 報告第 12号 定期監査の結果報告について
- 日程第 22 報告第 13号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第 23 議員定数に関する特別委員会の調査報告について
- 日程第 24 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成30年第6回定例会付託）
- 日程第 4 認定第 2号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成29年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成30年第6回定例会付託）
- 日程第 5 認定第 3号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成30年第6回定例会付託）
- 日程第 6 認定第 4号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成29年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成30年第6回定例会付託）
- 日程第 7 認定第 5号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成30年第6回定例会付託）

- 日程第 8 認定第 6号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成29年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成30年第6回定例会付託)
- 日程第 9 認定第 7号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成30年第6回定例会付託)
- 日程第10 議案第61号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第62号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第63号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第64号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第65号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第66号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第67号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第68号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第69号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第70号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 報告第11号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第21 報告第12号 定期監査の結果報告について
- 日程第22 報告第13号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第23 議員定数に関する特別委員会の調査報告について
- 日程第24 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○出席議員(10名)

1番	前田 篤	議員	2番	澁谷 恒壹	議員
3番	高谷 勲	議員	4番	佐藤 勇治	議員
5番	阿部 光久	議員	6番	岩藤 孝一	議員
7番	小林 満	議員	8番	石井 伸二	議員
9番	嘉藤 均	議員	10番	佐藤 純一	議員

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上 久男	副町長	和田 薫
会計管理者	渡辺 登美子	まちづくり推進室長	坂森 誠二
総務課長	深川 正美	総務課参与	福手 一久

町民生活課長	鈴木伸哉	産業振興課長	栗生貞幸
施設整備課長	大戸基史	地域福祉センター所長	須貝智晴
総務課総務係長	芳賀真由美	総務課財政係長	湊美保

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	石森実昭
社会教育課長	蓑島賢治	森林工芸館長	五十嵐勝昭
図書館長	蓑島賢治(兼)		

〈農業委員会部局〉

事務局長 栗生貞幸

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深川正美(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	高橋一史	議事係長	今西美紀子
臨時事務職員	中田美紀		

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成30年第8回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって2番 澁谷恒壹議員及び3番 高谷勲議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

総務常任委員会委員長から、所管事務調査にかかる委員の派遣の申出があり、置戸町議会会議規則第124条第1項、但し書きの規定により委員を派遣しましたので報告します。

その他の事項は事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第61号から議案第70号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

・報告第11号から報告第13号。

今期定例会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

・決算審査特別委員会審査報告書。

・議員定数に関する特別委員会調査報告書。

・総務常任委員会所管事務調査報告書。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会 4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 去る平成30年10月16日招集の第2回定例北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を10月16日の1日間と決定しました。

次に、本会議に提案された議件は、2件であります。

まず、認定第1号「平成29年度北見地区消防組合一般会計歳入歳出決算について」であります。

平成29年度の主な事業として、消防本部・消防署・統合詰所移転改築整備事業費に係る統合詰所別棟改修工事、外構整備工事及び旧庁舎解体工事並びに留辺蘂支署外構整備工事及び通信指令システム移転更新整備事業を完了いたしました。

また、常備消防では消防署及び留辺蘂支署水槽付消防ポンプ自動車、東出張所に高規格救急自動車の更新、非常備消防では北見消防団第8分団のサイレン改修、置戸消防団勝山分団に小型動力ポンプの更新、北見自治区及び端野自治区に消火栓各1基を新設し消防施設の強化を図りました。

次に、報告第1号「継続費精算報告書の提出について」であります。消防本部・消防署・統合詰所移転改築整備事業が平成29年度で事業が完了したことから、地方自治法施行令の規程により報告されました。

以上、辻管理者及び消防長より提案理由の説明がなされました。

その後、通告のありました河端芳恵議員より「胆振東部地震に伴う大規模停電における北見地区消防組合の対応について」一般質問1件があり消防長からの答弁の後、認定第1号から報告第1号までに対する質疑、討論を行い原案のとおり可決されました。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成30年12月12日、報告者、佐藤勇治。

○佐藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月14日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 認定第 1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

◎日程第 9 認定第 7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3 認定第1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9 認定第7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

本案は、平成30年第6回置戸町議会定例会に提案され、置戸町議会会議規則第38条第1項により、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査のものであります。

委員長の報告を求めます。

6番 岩藤孝一決算審査特別委員会委員長。

○6番 岩藤議員〔登壇〕 決算審査についてご報告申し上げます。

平成30年9月12日、第6回町議会定例会におきまして付託を受けた認定第1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についての7件の審査結果を報告します。

決算審査特別委員会は、9月12日に第1回の会議を開催し、正副委員長の互選と委員席の指定を行いました。審査のための特別委員会は、11月12日から15日までの4日間開催し、予算執行に関わる各関係書類、諸帳簿等进行检查し、予算の適正な執行と行政効果に視点を置き、詳細かつ慎重に審査を行い、さらに関係課長の出席を求めて、疑問点などのヒヤリングを行いました。審査及び質疑の詳細の内容については省略しますが、いずれも認定すべきものと全員一致で決定いたしました。

それでは、決算審査特別委員会の審査意見を申し上げます。

国の平成29年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえながら、一般財源総額におきましては、前年度を0.4兆円上回る62.8兆円が確保されました。また、歳出においては、自主性・主体性を最大限に発揮し、地域の実情に応じた施策を可能とするため、まち・ひと・しごと創生事業費が引き続き1兆円を確保されました。これらを受け本町においては、橋梁長寿命化修繕工事、防災行政無線整備事業、簡易水道再編工事など大型事業が執行されました。平成29年度一般会計の決算では、43億9,871万円で、前年度に比べ10億3,118万円の減額となりました。実質収支においては1億2,821万円の黒字となり、実質公債費率は、6.6%と前年度より0.1%減少し、良好な決算となっております。平成20年度では14.3%でありましたが、平成27年度より7%を切っており、財政健全化に向けた努力の結果と評価するものです。

続いて、ヒヤリングを行った事案について簡単にご報告いたします。

まず、最初に町民に対して行われている、一般健診、特定健診、がん検診等々の受診率の向上と健診後のアフターなど、追跡調査の徹底、そして精密検査の受診率の向上に努めるべきと判断いたします。

次に、社会体育関連ですが、年間2,000万円強もかかっている維持管理費を鑑み、パークゴルフ人口が減少する中、利用料金体系の見直しと年々減少しているウルトラパークゴルフ大会の開催方法の検討をすべきと判断いたします。

次に、地域おこし協力隊についてですが、初めての制度利用により任命した2名の隊員が最長任期3年を経過せずに辞したことは、とても残念なことであります。今後も受け入れる予定のようですが、大いに吟味して行う必要があると判断いたします。

次に、税の不納欠損についてですが、少しずつ改善されているとのことではありますが、固定資産税、国保税ともに今後とも厳格な対応を期待するところであります。

次に、職員の年休取得率と超過勤務についてですが、昨年度にあった1,500時間を超えるようなことは解消されたようですが、それでも500時間以上を超える職員が7名と依然として過酷な勤務状況が続いています。健康管理も含め改善されることを望みます。合わせて、管理職の超過勤務時間は把握できていないわけですが、そこもきちんと記録すべきと判断いたします。また、職員の

健康診断での再検査受診率が町民と比べると、非常に低いことも合わせて指摘します。産業医との連携のもと、健康管理には十分に配慮すべきと判断いたします。

以上、ヒヤリングの大まかな内容になります。

少子高齢化社会、人口減少が進む中、今後とも町政執行にあたっては、国や道の動向を鑑みながら、重要度、緊急度を視点に、より効果的な財政運営を堅持し、より良いまちづくりを推進することが必要と思います。人口、2,900人を切ろうとしている置戸町のより良い将来を期待して委員長報告といたします。

○佐藤議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は議案の順序で行います。

まず、認定第1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第2号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第3号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第4号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第5号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第6号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、認定第1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括して採決します。

認定第1号から認定第7号までに対する委員長の報告は、お手元に配付の審査報告書の通り、いずれも認定とするものです。

認定第1号から認定第7号までの7件については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、認定第1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも認定することに決定しました。

◎日程第10 議案第61号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第19 議案第70号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)まで

————— 10件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第10 議案第61号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第19 議案第70号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)についてまでの10件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第61号は、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。また、議案第70号は、平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)であります。議案の説明については、総務課長よりご説明を申し上げますが、この間におけるそれぞれの議案についての説明は、所管の課長より説明を申し上げます。

〈議案第61号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第61号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

- 深川総務課長 議案第61号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

今回の改正内容は、期末手当の支給率を年間0.05ヵ月引き上げ、4.4ヵ月とするよう改正するものです。

第4条第2項の期末手当の支給率を、6月「100分の210」、12月「100分の225」を、それぞれ「100分の220」に変更するものでございます。これは、6月分を100分の10引き上げ、12月分を100分の5下げ、6月、12月の支給率の均衡を図ったものでございます。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

なお、附則第2項で、平成30年度に限り12月支給分は、6月改正分を合算した0.05ヵ月分引き上げるため、100分の220を100分の230の率により支給することといたしております。

議案第61号説明資料、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご覧ください。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

〈議案第62号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〉

- 佐藤議長 次に、議案第62号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。
総務課長。

- 深川総務課長 議案第62号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容は、議案第61号同様、期末手当の支給率を年間0.05ヵ月引き上げ、4.4ヵ月とするよう改正するものです。

第4条第2項の期末手当の支給率を、6月「100分の210」、12月「100分の225」を、それぞれ「100分の220」に変更するものです。これは、6月分を100分の10引き上げ、12月分を100分の5下げ、6月、12月の支給率の均衡を図ったものでございます。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

なお、附則第2項で、平成30年度に限り12月支給分は、6月改正分を合算した0.05ヵ月分引き上げるため、100分の220を100分の230の率により支給することといたしております。

議案第62号説明資料、置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご覧ください。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

〈議案第63号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第63号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第63号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、本年度の人事院勧告による給与改定に基づくもので、その勧告内容について説明いたしますので、別冊、議案第63号説明資料、平成30年度給与勧告の骨子をご覧ください。

なお、本年度の国家公務員に対する給与改定につきましては、人事院勧告が8月10日、11月28日に国会で法案可決されております。

3. 給与改定の内容と考え方をご覧ください。

本年の勧告は、民間給与との格差解消のため、月例給は若年層に厚く1,000円程度。平均で0.2%、400円を改定しております。なお、人材確保の観点から、高校卒業等の1級の初任給は、1,500円引き上げております。裏面をご覧ください。

（2）宿日直手当は、200円の改定で、4,400円といたしております。なお、本町で支給対象者は、消防職員のみでございます。

（3）期末・勤勉手当（ボーナス）は、勤勉手当に年間0.05ヵ月改定し、期末・勤勉手当合わせて、年間4.4ヵ月分を4.45ヵ月分といたしております。なお、本年の改定は勤勉手当であり、6月期、12月期の期末手当を合わせて均等配分するものでございます。その期別、手当別内訳は下表のとおりでございます。31年改正後は、6月期、12月期、同率とし、それぞれ期末手当1.3ヵ月。勤勉手当0.925ヵ月。計2.225ヵ月で、年間期末手当2.6ヵ月。勤勉手当1.85ヵ月の計4.45ヶ月となります。実施時期につきましては、月齢給は4月1日。期末勤勉手当は12月1日に、それぞれ遡って適用となります。

以上が、今回の人事院勧告の主なものとなっております。先程も申し上げましたが、勧告どおり12月28日、国家公務員給与改正法案が可決してございます。

それでは、条例改正の説明に戻りますので、議案第63号説明資料、置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

1ページ目の、第1条関係では、平成30年度から適用改正分として、第14条の2で、消防職員の宿日直手当1回につき、4,200を4,400円に改定し、15条の4第3項第1号で一般職の本年度12月期支給分の勤勉手当支給額、100分の90を100分の95に0.05引き上げ、第2号では再任用職員も同様に0.05ヵ月引き上げ、100分の47.5に改正いたします。なお、本町で現在、再任用職員はおりません。最下段、別表1、第4条関係では、別冊議案、第63号資料、月齢級の新旧比較給料表により、1級から6級の各号俸をそれぞれ改定するものでございます。次のページをお開きください。

第2条関係では、平成31年度以降適用改正分で、第15条第2項において、6月、12月の期末勤勉手当の平準化を図るため、期末手当6月、100分の122.5を0.075ヵ月引き上げ、100分の130に。12月、100分の137.5を0.075引き下げ、同じく100分の130といたします。これによる期末手当年間支給率、2.6の変更はありません。第3項で再任用職員の

期末手当も同様に平準化を図り、6月、12月それぞれ同率、100分の72.5として、年間支給率1.45ヵ月分と変更はありません。第15条の4第3項第1号では、改正条例第1条で引き上げた、12月勤勉手当の100分の95を、6月、12月の平準化を図るため、それぞれ100分の92.5と再改正するものでございます。これによる勤勉手当、年間支給率1.85ヵ月の変更はありません。第2号では、再任用職員についても同様に100分の45に再改正するものであります。

本議案にお戻りください。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日より適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

第2条は、改正前、改正後の給与額の差額の支給に係る給与の内払規定です。

今回の改正に伴う給与関係補正は、後程、各会計補正予算において説明いたします。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

〈議案第64号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第64号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第64号につきましてご説明いたします。

議案第64号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

置戸町税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

平成30年度地方税法等の改正に伴い、本年6月の定例町議会において、関係条例規定の整備を行い議決をいただいておりますが、改正規定に一部誤りがございましたので、改正をお願いするものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別冊、議案第64号説明資料、置戸町税条例の一部を改正する条例をご覧ください。A4横のカラー刷りの資料となります。

平成30年度地方税法の改正に伴い、附則第10条の2に定める、わがまち特例の規定について、表の左側、誤りの欄に記載しております、第10項から第14項が新設となりましたので規定の整備を行いました。

一番上の第10項、太陽光発電設備のうち、電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備以外の設備で、出力1,000キロワット以上のもの。

次の第11項、風力発電設備のうち、出力が20キロワット未満のものについては、欄外下の※印、改正法附則第15条第32項第2号に、次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備として、当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下の範囲内において市町村の条例で定める割合と規定されており、基準として示されている4分の3で規定すべきところ、追加をするすべての規定を2分の1としてしまいました。

左側、正しい欄に赤字で記載のあるとおり、第10項及び第11項中、市町村の条例で定める割合を4分の3に改正をお願いするものでございます。

なお、現在本町には、対象となる設備はございませんので不利益が生じることはございませんが、町民にご負担をいただく税の改正ですので、以後、改正作業にあたっては十分精査をし、チェックを含め誤りのないよう対応してまいりたいと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議案第64号 置戸町税条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

〈議案第65号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第5号）〉

○佐藤議長 次に、議案第65号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第5号）。

総務課長。

○深川総務課長 議案第65号について説明いたします。

平成30年度置戸町一般会計補正予算（第5号）

平成30年度置戸町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,283万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,087万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正については、別冊、平成30年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）で説明いたしますので、事項別明細書、6ページ、7ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）、別添のとおり）

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時40分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第65号の説明について訂正がありますので発言を許可します。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 先程の歳入の説明に誤りがありましたので訂正いたします。

3款民生費、2項児童福祉費。児童手当支給に要する経費の歳出に係る歳入の説明で、4ページ、5ページの歳入、道支出金の児童手当負担金につきまして、26万4,000円追加のところを説明で、31万1,000円と誤ってご説明をしておりました。金額につきましては、記載のとおり、26万4,000円の追加でございます。お詫びして訂正をいたします。

〈議案第66号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）〉

○佐藤議長 次に、議案第66号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。
町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第66号についてご説明いたします。

議案第66号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,225万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第2号）で歳出より説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第67号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）〉

○佐藤議長 次に、議案第67号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。
地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第67号について説明をいたします。

平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,859万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第3号）の6ページ、7ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

〈議案第68号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）〉

○佐藤議長 次に、議案第68号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）。
総務課長。

○深川総務課長 議案第68号について説明いたします。

平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ963万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正については、別冊の平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）で説明いたしますので、事項別明細書、4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第69号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）〉

○佐藤議長 次に、議案第69号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）。

総務課長。

○深川総務課長 議案第69号について説明いたします。

平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,302万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正については、別冊、平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）で説明いたしますので、事項別明細書、4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

〈議案第70号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）〉

○佐藤議長 次に、議案第70号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）。

総務課長。

○深川総務課長 議案第70号について説明いたします。

平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,238万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正については、別冊、平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）で説明いたしますので、事項別明細書、4ページ、5ページをお開きください。

(以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

○佐藤議長 これで、議案第61号から議案第70号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第20 報告第11号 財政的援助団体の監査結果報告について

○佐藤議長 日程第20 報告第11号 財政的援助団体の監査結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 報告第11号について申し上げます。

監査委員が平成30年10月30日、財政的援助団体の監査を執行され、お手元に配付のとおり
の結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第21 報告第12号 定期監査の結果報告について

○佐藤議長 日程第21 報告第12号 定期監査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 報告第12号について申し上げます。

監査委員が平成30年11月20日に工事発注状況及び委託発注状況、現地監査を執行され、お手
元に配付のとおり
の結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第22 報告第13号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第22、報告第13号 例月出納検査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 報告第13号について申し上げます。

監査委員が平成30年8月31日、9月30日及び10月31日現在の出納状況について検査を執
行され、お手元に配付のとおり
の結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第23 議員定数に関する特別委員会の調査報告について

○佐藤議長 日程第23 議員定数に関する特別委員会の調査報告について。

委員長の報告を求めます。

8番 石井伸二議員定数に関する特別委員会委員長。

○8番 石井議員〔登壇〕 議員定数に関する特別委員会調査報告書。

次期改選期より、議員定数を8名とするという、本年6月定例議会における中間報告に伴い、考えられる議会機構、案件について議論した結果を報告申し上げます。

まず、総務常任委員会については、引き続き1委員会とし、委員は8名全議員とする。ただし、慣例により、議長は、公平中立の立場から辞任して、実質7名とする。

議会運営委員会は現行の4名とする。その他、委員会条例に定数が記されている懲罰特別委員会、資格審査特別委員会も現行のとおり4名とする。定数の記載がない特別委員会等については、設置の都度定数を定めるものですが、每期ごと設置される広報特別委員会については、常任委員化してはどうかとの意見があったものの、現状の仕事、委員長経費、役付重複等も考え、このまま特別委員会とし、定数については申し送りいたしました。

また、毎年度設置される決算審査特別委員会ですが、委員として議長、監査委員が除外されることから、6名を前提に、詳細については申し送ることにいたしました。

次に、議員のなり手不足問題で話題となります議員報酬については、議会単独での議論、結論を出すことなく、特別職報酬審議会への諮問がなされた時に、その答申に従うことといたしました。その他、道外視察の必要性は感じるものの、結論はせず、次期議会に委ねることになりました。

以上、調査の経過及び結果を申し上げます。通算13回の委員会を開催し、慎重審議、調査を進めてまいりました本委員会は、平成30年11月29日開催の委員会において、本報告書の提出をもって調査を終了することと決定したことを申し添え、報告を終わります。

○佐藤議長 これでは報告済みとします。

お諮りします。

ただいま議員定数に関する特別委員会委員長から報告がありましたように、本審査報告書の提出をもって、議員定数の審査終了を委員会で決定した旨の報告がありました。

この際、議員定数に関する特別委員会を廃止することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議員定数に関する特別委員会は廃止することに決定しました。

◎日程第24 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○佐藤議長 日程第24 総務常任委員会の所管事務調査報告について。

委員長の報告を求めます。

7番 小林満総務常任委員会委員長。

○7番 小林議員〔登壇〕 本年度、総務常任委員会が実施いたしました道内所管事務調査に係る現状及び所見は、お手元に配付の調査報告書のとおりでございます。

調査期間は、平成30年10月22日から24日までの3日間。調査場所は、苫前町、南幌町、深

川市の3カ所でございます。委員9名と議長、随員の11名で調査を行いました。

それでは、調査に係る現状と所見について申し上げます。

始めに、苫前町についてでございます。苫前町は、北海道の北西部、留萌振興局管内のほぼ中央に位置し、西は日本海に面した人口3,118人、454.53平方キロメートルの町で、海岸地帯は平地、東部奥地一帯は天塩山地が連なる山岳地帯で、町の総面積の85%を占める豊かな森林地帯となっております。集落は大きく2つに分かれ、海岸部は漁業が盛んで、約21億円の水揚げ、内陸部は農業が盛んで、約28億円の生産額となっております。

介護職員等修学資金についてですが、この事業は、介護福祉士または社会福祉士を養成する施設等に在学する者で、卒業後、苫前町内の社会福祉施設等で介護業務に従事しようとする者に対して、修学資金を貸与し、町内における質の高い介護職員等の安定的な確保及び介護サービスの質の向上を図るものであります。

所見として、平成28年度からの事業であります。研修資金以外に実績はなく、地方自治体の有資格者の人材確保の厳しさを強く感じました。高校も対象とした制度の見直しをお願いしてきましたが、置戸町においても、有資格者の人材確保のための制度、方策を考えていくべきだと思います。

次に、郷土資料館の運営でございますが、苫前町の郷土資料館は、昭和3年に建設された旧役場庁舎を5,518万円で大規模改修し、昭和59年3月に郷土資料館としてオープン、平成2年には資料等の展示、収蔵のため6,497万円をかけ、考古資料館を郷土資料館に隣接し建設、併せて4,185万円をかけ古代復元住居等を含む周辺整備を行い、古代の里として、平成4年4月にオープンいたしております。大正4年12月に起きた町内三毛別ヒグマ事件当時の様相を一部復元したものをメインに、平成29年度決算で、226万円の管理運営費を計上、観覧料で112万円の収入がありました。

所見として、置戸町の郷土資料館の方向性はまだ示されておきませんが、苫前町の郷土資料館では、ヒグマ事件がテレビに取り上げられ、道外来館者が増えていることから、何をメインにするか、体験型等、施設も含め十分に検討していく必要があります。いずれにしろ老朽化した施設ゆえ、早期検討を望むものでございます。

次の、南幌町でございますが、丘陵地が無く全町平坦地であり、人口7,614人、面積が81.36平方キロメートルの町です。気候は溫和ですが、風は四季を通じてやや強い地域となっております。また、道都札幌市及び空の玄関口千歳市の中心部まで、各々25キロメートル地点に位置しており、基幹産業は農業で、平成29年度の農家戸数は173戸、1戸当たりの耕地面積は、平均で31ヘクタールを超え、道内有数の耕地面積を有しております。主要作物は水稻であり、工業では、地の利を生かして、企業誘致についても積極的に取り組んでおります。また、北海道住宅供給公社による大規模住宅団地の開発も進め、これまで造成区画2,448区画のうち、1,775区画が分譲済みとなっております。

子育て世代住宅建築費助成金ですが、転入者子育て世帯にマイホーム建築費を最大200万円助成し、既、住民は半額の内容となっております。南幌町の主な子育て支援は、小学校6年生までの医療費無料、中学生・高校生の外来、入院にかかる自己負担の3分の2を町が助成しています。また、中学生までのお子さんに毎年1回、1人10キログラムの地元の支援米を支給し、町に住んでいる高

校生の通学費を最大月額1万円まで助成しています。また、小中学校の学校給食で提供される米・麵・パン代の主食代全額を負担しております。給食には地産地消のため全て地元産のお米と小麦が使われております。

次に、空き家・空き地情報バンクについては、南幌町にある不動産を幅広い方々に利用していただくために売買や賃貸に関する情報を居住希望者に提供しておりますが、町は物件の紹介のみを行い、物件の斡旋や仲介は行わず売買・賃貸の交渉や契約については当事者間で行います。平成30年度9月末では22件の登録があり、平成30年度契約物件は1件でした。

移住体験事業では、1棟2戸の教員住宅を改修し、平成19年から受け入れを行ってきました。現在までに、延べ134組307名、3,565日の利用の実績があるものの、そこから定住に結びついたのは1件と成果が上がっていないのが現状です。また、北海道住宅供給公社の事業主体では、665区画販売募集をしており、みどり野きた住まいるヴィレッジ住宅展示場を視察見学いたしました。

所見といたしまして、本町においても定住対策、子育て支援と独自の施策を展開しておりますが、誰もが住みたい町にするため知恵を出し合い研究を重ねることが必要と考えます。また、中山間地である、わが町との課題の違いを感じた調査でもありました。

次の深川市は、北海道のほぼ中央に位置し、面積は529.23平方キロメートル、人口は2万891人、道央北空知圏の中心都市として、自然と産業と生活の調和に恵まれた大自然の中で力強く発展している市であります。深川市全体の戸数は1万960戸、そのうち農家戸数797戸、農家比率は7.3%であり、稲作、畑作、果樹、酪農が営まれる準農村都市であります。

深川未来ファーム新規就農者への実践的研修等についてですが、農業従事者の高齢化、後継者不足に伴う農家戸数の減少による規模拡大が進む中、意欲ある担い手に農地の集積を図るとともに、農業後継者となる新規学卒者や、I・Uターン就農者、農業法人など優れた担い手の育成確保のほか、農業への強い意欲を持った農外からの新規就農者を積極的に推進していくことが必要と考えられたため、深川市と北そらち農協並びに関係機関をもって構成し、新規就農希望者の就農相談、農業経営に必要な知識・技術の習得に向けた経営の実践、及び農作業の受託等を行い、次代を担う人材を確保・育成するとともに、良好な農業環境を保全し、地域農業の持続的発展に寄与することを目的とした地域営農法人「深川未来ファーム」を設立いたしました。

所見として、深川市を支える基幹産業として農業は重要な役割を果たしており、農業経営の高齢化と担い手の不足は大きな問題であり、遊休農地の発生が懸念されます。深川市と農協、関係機関が連携し「深川未来ファーム」を設立し、安定的な農業経営者を育成する目的のため設立されました。しかし、設立から2年目であり具体的な就農には至っておりません。最短での就農者は2年後であり、その時点で農地提供者とのタイミング等がありますが、具体的な就農のスケジュールが決まった時点で、今後、農業開発公社、担い手センターとの連携を図りながら安定的な支援体制が必要と考えます。酪農主体の研修施設は何箇所かありますが、畑作園芸を主体とする研修施設は少なく、今後の「深川未来ファーム」の成果に期待したいと思います。

置戸町における農家戸数は1法人を含め86戸であり、今後5年間に13戸、380ヘクタールの農地が流動化されることが予想されます。極めて深刻な状況にあり、このままでは不耕作地が多く発生する恐れがあります。現在、拓実地区に140ヘクタールにもなる大規模な畑作を中心とする生産

法人の立ち上げの準備中であり、この法人の人材確保の検討中であります。

今後、新規就農者などを含めながら、法人の安定的な運営に向けた検討を図らなければならないと考え、今回の研修の「深川未来ファーム」の中で得られた内容についても、法人の中において、あるいは置戸町の農業の中において活用される方策を求め検証を図ります。

以上で報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日はこれで散会します。

散会 11時38分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長 高橋 一史が記録、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番

平成30年第8回置戸町議会定例会（第2号）

平成30年12月13日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第61号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第62号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第63号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第64号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第65号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第66号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第67号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第68号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第69号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第70号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第71号 置戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第72号 置戸町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第15 意見書案第10号 難病医療費助成制度の改善を求める要望意見書
- 日程第16 意見書案第11号 日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書
- 追加日程第1 議案第73号 工事請負変更契約の締結について
- 追加日程第2 議案第74号 工事請負変更契約の締結について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第61号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第62号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第63号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第64号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第65号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第66号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 9 議案第 67 号 平成 30 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 10 議案第 68 号 平成 30 年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 11 議案第 69 号 平成 30 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 12 議案第 70 号 平成 30 年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 13 議案第 71 号 置戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
 日程第 14 議案第 72 号 置戸町議会委員会条例の一部を改正する条例
 日程第 15 意見書案第 10 号 難病医療費助成制度の改善を求める要望意見書
 日程第 16 意見書案第 11 号 日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書
 追加日程第 1 議案第 73 号 工事請負変更契約の締結について
 追加日程第 2 議案第 74 号 工事請負変更契約の締結について

○出席議員（10名）

1 番	前 田	篤 議員	2 番	澁 谷	恒 壹 議員
3 番	高 谷	勲 議員	4 番	佐 藤	勇 治 議員
5 番	阿 部	光 久 議員	6 番	岩 藤	孝 一 議員
7 番	小 林	満 議員	8 番	石 井	伸 二 議員
9 番	嘉 藤	均 議員	10 番	佐 藤	純 一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	井 上	久 男	副 町 長	和 田	薫
会 計 管 理 者	渡 辺	登 美 子	まちづくり推進室長	坂 森	誠 二
総 務 課 長	深 川	正 美	総 務 課 参 与	福 手	一 久
町 民 生 活 課 長	鈴 木	伸 哉	産 業 振 興 課 長	栗 生	貞 幸
施 設 整 備 課 長	大 戸	基 史	地 域 福 祉 セ ン タ ー 所 長	須 貝	智 晴
総 務 課 総 務 係 長	芳 賀	真 由 美	総 務 課 財 政 係 長	湊	美 保

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野	毅	学 校 教 育 課 長	石 森	実
社 会 教 育 課 長	菘 島	賢 治	森 林 工 芸 館 長	五 十 嵐	勝 昭
図 書 館 長	菘 島	賢 治 (兼)			

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長	栗 生	貞 幸
---------	-----	-----

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深 川 正 美 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 高 橋 一 史

臨時事務職員 中 田 美 紀

議事係長 今 西 美 紀 子

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって4番 佐藤勇治議員及び5番 阿部光久議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

- ・ 議案第71号から議案第72号。
- ・ 意見書案第10号から意見書案第11号。

本日、町長から提出された議案は次のとおりです。

- ・ 追加議案第73号から追加議案74号。

本日の説明員は、前日の名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは先に通告いたしておりましたブラックアウトの検証と今後の対策について町長に質問いたします。

本年9月8日午前3時過ぎ、北海道胆振東部を震源地とする震度7の地震により北電厚真火力発電所の発電停止に起因し、離島を除く北海道全域が停電という過去に経験のなかった事態が発生しました。

本町におきましても6日未明の停電発生時から8日の深夜まで、町内全域の復旧に至るまで、40数時間にわたり停電状態に陥り、町民の生活や経済行為など、様々な活動に多大な被害と損害が発生したところであります。

その概要につきましては、先の9月の定例会町議会で開会冒頭、町長から行政報告として、また過日の地域懇談会などで被害の状況や町の対応について承知したところであります。今回の災害に関し、

課題や問題点を検証するよう、町長から職員に指示したということではありますが、以下の4点について具体的な検証結果や対策について伺います。

まず1点目は各地区公民館、川向、拓殖住民センターなどの集会施設、役場、消防庁舎、緑清園、常楽園の両老人ホーム、地域福祉センターなど指定避難所を兼ねる公共施設や福祉施設などのバックアップ電源、いわゆる発電機の現状と配備の状況。また、今後の整備計画の考えがあれば伺いたいと思います。

次に2点目は家庭などの在宅で人工呼吸器など電源を必要とする医療機器を使用し療養している住民の有無とその把握について伺います。

次に3点目として停電時などの非常時におけるガソリンスタンドとの協定・協約の状況とその内容について伺います。

本町の地域防災計画第5章中第8節で規定されております石油類燃料供給計画の中では、町長は緊急通行車両、これは救急車だとか消防自動車などのことだと思っておりますが、これらのガソリンの確保と災害対策上重要な施設、役場や消防庁舎、これは災害対策本部になるところだと思っておりますが、これらの他、避難所、医療機関、社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めると規定し、使用業者と事前に協定を締結し、迅速に調達できる方法を定めることとされておりますが、この協定の内容について具体的に伺います。

次に4点目は電力会社からの停電の状況と復旧の見込みなど、住民が最も知りたい情報の収集と、これらの収集した情報を停電時にどのように周知伝達を行ったか。今回のケースでは不確かな情報として、デマ情報としてですね、置戸地区が断水になるというような、そういった情報が一部流れました。こういったことで正確な情報の伝達というのは最も重要なことだと思っておりますが、これらの検証結果を踏まえ、その対応について伺います。

以上申し上げた4点に絞って町長に考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕ブラックアウトの検証と今後の対策についてということでご質問いただきました。

9月6日発生の胆振東部地震による約2日間、44時間に及ぶ長時間停電につきましては9月6日ではありますが、午前9時に災害対策本部を設置して情報収集、広報連絡調整、災害備品の貸出、避難所の開設、さらには水道等のインフラの維持等に努めたことは9月の町議会定例会の行政報告で申し上げたところであります。

その後の町内でのこの防災に係る学習会あるいは防災担当に寄せられたご意見、また町の職員からのアンケート調査を集計いたしまして、反省点などについて内部検証を実施しております。

そこで、はじめに電源の現状と確保、そして配備についてであります。中央公民館あるいはコミュニティホール等の比較的大きな施設にはバッテリー方式の短時間の補助電源を設備しております。これは火災等の発生時に避難路確保のための最低限の照明や誘導灯の役目を果たしております。

また、両老人ホームや地域福祉センターも同様であります。バッテリーで30分程度の非常照明でありまして、自家発電装置は設置されておられませんので、100ボルトの小型発電機を備えておりますが、ボイラーはじめ200ボルト仕様の大型の設備を稼働できるというものではありません。

また、災害本部となる役場庁舎は昨年度整備いたしました防災無線設備は自家発電装置を備えておりますが、照明を含めて基幹業務用の電源は未整備でありまして、今回も防災用発電機で最小限の対応をしたというところであります。

消防庁舎につきましては自家発電設備で、停電の時でも救急業務を継続できるように備えております。日赤病院も自家発電設備で検査機関等を除きますと一定期間診療業務を行えるようになっております。

以上のように多くの公共施設には自家発電設備はしておりませんので、町有の小型発電機18台保有しているわけではありますが、この18台によりまして避難所ほか最小限の利活用を行っているというところであります。

今回の停電は長時間に及んだことから、両老人ホームやグループホーム、あるいはこどもセンターどんぐり等の福祉施設のほか、置戸高校の博愛寮等の施設についても貸し出しを行いまして、町有の発電機18台についてはフル活動したというところであります。

そこで今後に向けてであります。両老人ホームにつきましてはご承知のように130名の方が生活しておりますので、災害時の電源確保は緊急の課題だというふうに認識をしております。しかし、自家発電設備となりますと数千万円。数千万円と言ってもかなりななていうか、いろんな設備の大きさを言いますか、それによってだいぶ違いますけれども、まあ3,000万円ぐらいから9,000万円ぐらいまでかかるというようなことから、特別養護老人ホームの改修時に設備をしまいたいというふうに考えております。当面は北電等が行っております電源車での対応、あるいは小型発電機の配置で凌いでいきたいというふうに考えております。

災害時に対策本部が設置される役場庁舎は、災害時でも業務を継続できるようにBCP計画というふうに言われております事業継続計画の策定をすることが課題になっているわけではありますが、耐震化工事と併せまして整備、検討を進めたいと、このように思っております。

様々な災害での避難所の数や、あるいは上下水道施設の維持等を考えますと、新年度予算で災害用の小型の発電機の追加を検討していきたいと、このように思っております。

次に家庭用医療機器使用者の把握であります。各種助成措置を受けて使用している方については要援護者のリストに登載されているのでありますが、一般診療用の診療等での使用者、この方についてはリストアップされていないということがわかりました。今回酸素吸入器使用者2名の方が避難されましたけれども、うち1名は家族からの通報でありました。該当される方のすべてを把握するには個人情報という関係もありますことから一定程度の限界もあるということでもあります。ご本人や家族あるいは自治会や民生委員さん等の日常活動からそうした情報提供をいただくことが重要であるというふうに思っておりますが、地域の自主防災組織あるいは自治会、こうした地域の皆さんとの連携によって漏れのないように努めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

3点目のガソリンスタンド等の協定であります。現在町としては14の災害時の協定を結んでおりますほか、高齢者の見守り等の生活に係る協定が3つほどございます。平成24年9月に北見地方石油業協同組合と災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を締結しております。協定の内容につきましては緊急車両や災害対策上重要な施設または避難所、医療機関、社会福祉施設への燃料の優先供給などについて協定を結んでおりまして、今回もこれに基づいて、組合員であります町

内の業者が災害対策本部からの要請に応じまして、ガソリン等の確保について、あるいは提供についてやっていただきました。

4点目の電力会社からの情報収集や住民周知についてであります。北海道電力からは停電発生から約40分ほど経った午前3時49分に登録担当職員に、町の職員であります。職員の方に連絡が入りました。午前4時過ぎに職員は登庁し情報収集を開始したところであります。

当初の情報では全町での停電発生の情報のみであったことから、午前7時45分に北電に復旧の見込みを紹介したところ、復旧見込みは未定でありますというような回答でありましたけれども、北電の現場での混乱もいろいろあったんだろうというふうに思いますが、10分後には防災無線などを通じて住民に周知をしてほしいという旨の連絡を受けました。午前9時に災害対策本部を設置いたしまして、9時半に防災無線での放送、それから情報メールの配信、午前10時に広報車両による広報を開始したところであります。

情報発信につきましてはもっと早く発信すべきだと。あるいは防災無線放送や広報車の放送が聞こえないと、あるいは聞き取れないというような住民の方からのお叱りのご意見もございました。また、火力発電所の復旧には3日ほどかかるのでは、あるいは置戸町も断水するなどの不正確な情報もありました。集まった情報を不確実なまま発信することは多くの方々の不安あるいは混乱を招くことにもなりかねませんので、真偽を確かめ、住民の皆様には有益で正確な情報を発信することを優先いたしました。

今回の災害時の発信体制や発信に向けたルール作り。より多くの方に情報が伝わるように広報車の改良なども含めて検討しているところであります。

気象災害は予測能力が向上しまして相当な確率で発生が予知されてきております。しかし、災害や災害発生を完全に予期することは不可能であります。万全の備えをするために、設備を整備することには膨大なコストがかかる、そのことを痛感しているところでもあります。

停電後の検証を通じて、今できること、新年度予算に向けて反映できるもの、また後年度に整備あるいは整理するものを仕分けしながら、効率的また効果的な防災行政を進めてまいりたいと考えているところであります。

ハードに頼り過ぎず、町民の皆様のご協力のもとで防災意識を高め、創意工夫をもって自助・共助・公助の取り組みにより、町民の生命財産を守るために減災への取り組みを今後とも進めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 今、詳しく町長の方から概要を伺ったところでございますが、何点かに絞ってですね、さらに意見を申し述べたいと思います。

何と言っても、この災害対策本部となる役場。ここのですね、やっぱり電源対策が一番重要になるかと思いますが、ただ、ある程度補助的な装置と言いますか、器機で乗り切ったということでもあります。また、役場の庁舎についてはこれから耐震化工事が入ってくるわけですから、それについては今後その時に検討するというので、役場についてはそういう方向になるかということに理解するわけですが、僕が一番心配したのはですね、老人ホームですね。老人ホームの両ホームで130人ですか、特に特養については介護度が3以上ということで、高齢で身体的にですね、介護なお年寄りが集団で

生活していると、そういったとこの対応ですね、電気が来なくなればどうということになるかっていうことで、非常に心配と言うか、現状について、実はですね、あの現場の対応はどうであったのかということ、過日施設長に会いましてお話を伺ってきました。細かい点もあるんですが、以前ですね、平成27年の10月か11月ですか、この時も停電がありました。これは着雪ということで、雪の重みで電線が切れたということで、これは全町的にも停電になったんですが、この停電を踏まえてですね、園の方ではですね、停電時における対策マニュアルって言いますか、そういったものは既に今作っていたようでありまして。それに沿ってですね、対応に当たったということでありまして、ただですね、やはり一定程度のそのバッテリーの蓄電時間はあるんですけど、最終的にはこの40数時間っていうことの停電ですので、まああの廊下にはランタンも数メートル置きに配置したり、あるいは夜間暗闇の中でのですね、まあお年寄りのトイレの介助や頻繁にその居室の巡回など、非常にそういったところに配慮したということ。それから常楽園にはエレベーターが設置されております。それで常楽園はですね、通常2階から1階にお年寄りが降りる時はエレベーターを活用してということになってたそうなんですが、まあ当然エレベーターもですね、電気が来ない。止まるからそれは停止したということで、2階からお年寄りが1階に降りる時はですね、まあ長い斜路があるんですが、その斜路をですね、利用して降りてもらってということなんですけど、ただですね、まあお年寄りの中には非常に足が不自由な方が多くてですね、歩行器って言いますか、歩行補助器ですね、歩行の補助器につかまって斜路を降りてくると。通常はそれは降りる時は禁止してるようです。というのは、その降りる時にはやはり前のめりになったり、その歩行器が倒れたりということで、そういうことで怪我とか転倒があるので、それはまあ通常は防止してるんでありますけれども、今回はエレベーターが停止したんで、それは職員がですね、その斜路ですね、まあ数名配置して、そういった怪我の防止に努めたということでありまして。

それから当然ですね、今年を改修したと思うんですが、ナースコールですね。要するに緊急時にお年寄りがですね、ボタンを押して看護婦さんとか介護の職員を呼ぶ、まあそういう装置なんですけど、枕元にあるやつなんですけど、当然これも電気が停電によって使えない。それから痰ですね、痰の吸引吸引器っていうのがあるんですけど、お年寄り結構ですね、痰が詰まって吸引器で定期的に吸引するっていう、そういう介助があるんですが、全くですね、電気が停電で使えない。それから在宅酸素吸入器ですね、これは対処者がいたかどうか、そこまで僕は聞き取れなかったんですが、まあ、そんなものですね、装置とすれば、園としてはそれを装備してるんですが、当然このような介護に係る、看護に関わる部分ですね。特に介護に係る部分については使えないということで、これに対するやっぱり注意って言うか、目配りって言いますか、そういったことに非常に注意を払ったということでありました。このほか細々したことはたくさんあったようなんですが、特に苦慮したことはですね、食料の確保だったということでありまして。老人ホームには大型の冷蔵庫や冷凍庫、そういったものを備えているわけですが、当然電気が止まることによって中の食品が腐食すると。そういったことでですね、食品の廃棄処分が相当量あったということで、町内の商店から生鮮食品の確保にですね、非常に時間がかかったっていうか、非常に苦慮したということが話としてありました。

それから当然大型のボイラーが停止しますんで、給湯を待ってもらおうと。そうすると食器の洗浄あるいは洗濯、入浴はもう当然できないわけですが、これらについて非常に業務上支障をきたしたとい

う、そういうことが発生したということで意見がありました。園としてはですね、先程町長もちょっと触れてましたけど、緊急応急対応としてですね、まあ老人ホームについては考えなければならないというお話がありました、当然ですね、まあ備えてあったその小型の発電機数台と、それからの公用車でエスティマっていう車あるんですが、その電源で一定程度小規模な電源については確保したということですが、それから当然役場からも小型発電機を借用したということで、それでも夜間の投光器で照明を確保したということですが、これは本当に不幸中の幸いというか、その冬の厳寒期って言いますか、それじゃなくてですね、本当に良かったっていうか、まだ9月の初めです、朝晩はちょっと気温が下がるんですが、1月2月、そういった真冬ですね、零下20度にもなるような時期でなくて本当になんていうか、園の方もですね、ほっとしたっていうか、そういうことが、そういう時期でなくて良かったということが園長の方から話がありました。まあ要は暖房対策ですね、ボイラーが止まるから、給湯器が止まるとボイラーが止まって、その暖房をどうするかということが一番頭によぎるということですが、そういうことですね、いろいろ園の方でも検証したわけですが、今後の備えとして再度町長にお聞きしたいんですけど、やはりこれだけの100数十人のどちらかといえれば身体が弱い、身体的に弱いお年寄りを抱えてる、こういった施設についてはですね、やはり早期にですね、確かに金のお金もあるわけですが、まあ大型と言いますか、これらに対応できる発電機の配備がですね、不可欠ではないかと、そういうふうに私は直感しました。

私自身も老人ホームにですね、4年4カ月あそこで働いた経験がありますんで、そのことはもう電気が来なければすべて年寄りの生活にですね、いろんな影響が出ることは分かってましたんで、以前にも平成27年のその雪での停電の時も一度ですね、特養の方でもその発電機についての要望って言いますか、そういったことを検討したということではありますが、まあ改築計画が特養の改築計画が当時ですね、遡上していたので、まあその時期を見てということで、この大型の発電機についてはですね、導入についてはちょっと話が途切れていたということではありますが、今回の大型のですね、大型と言いますか、全道的なブラックアウトというのは今後どうなるかは別として、やはり小規模な、置戸というか、地域での停電というのはですね、これからも考えられますので、ましてやこれから冬に備えてですね、いろんなことがあるかと思いますが、ぜひですね、この老人ホームの電源対策についてはですね、まあなんとか対応をしてやらないと、またですね、停電が起きた場合についてはいろんなことが発生するということで、ぜひ安心してですね、停電の時も対応できるような発電機の配備ということで考えられないかどうかですね、再度質問をさせていただきます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 災害とか防災だとか、そういう集まりの中では私も、私どもの先輩の方々、備えあれば憂いなしということをよく言われてたじゃないかということも私自身もよく言っておりますので、今佐藤議員のおっしゃられたことを一つ一つどれもこれもそうだなと思いながら聞かさせていただきました。でも、私もあの現場でそこで働いたことありませんけれども、状況だとか内容については十分承知しているつもりであります。

先程も申し上げましたけれども、大切な、いざ有事の時にどれぐらい、それぞれの130人の方々がその災害に対して対処できるのかっていうふうに言われますと非常に心配する向きは多々あります。議員からも言われたこと一つ一つその通りだというふうに思います。ただ、率直に申し上げまして、

先程も少し申し上げましたけれども、まあ数年すればそれでなんとかなるというものでもないというふうに思います。電気を通すことよっての全体的な電気そのものを生かすような施設と言いましようか、装備にしなければならないという、そうした課題もございます。

まあ発電機の先程もちょっと申し上げましたけれども、まあ数千万が億に近いぐらいのものがかかるというようなことも専門の業者の方から聞かせてもらっているところでもあります。しかし大切な何物にも代え難い生命を預かってるわけでもありますから、より万全な体制を取っていかなければならないのは当然のことだというふうに思っております。

しかし、そうは言ってもなかなかやりきれないというのも現実でありますので、先程来も申し上げましたけれども、今すぐやれること、そして残念だけれどもやっぱり少し後年度の方に回していかなければならないもの、これらについて整理をして、少しでもそうしたものに振り向けていけるような予算措置を考えていきたいと、こういうふうに思っているところでもあります。何と言っても老人ホームに入っていらっしゃる方、それとお世話をさせていただいている職員、こうした人たちとの連携と言いましようか、日常的な信頼関係をより強く作っていくということもまた大切な要因の一つだろうというふうに思いますので、そうしたことも合わせて今後いろいろと検討させていただきたいと、このように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 巨額なお金と言いますか、あそこの施設をですね、完璧に停電に対応するというのは相当なお金がかかるということで、私も十分承知します。今後のいろんな形で検討したいということで、ぜひですね、どういった形が効率的で、そしていっぺんにやる方がいいのか、あるいはですね、年度を区切ってやっていくのがいいのか、その辺のことも今後の検討課題というか、研究課題になるかと思しますので、ぜひですね、停電はなくなんないと思うんですよ。あの全道的なこういった大きな停電というのは今後はあんまり考えにくいんですが、部分的にはまあ気象の変化だとか、雪だとか、着雪ですね。電線に着雪して停電になったり、風が吹いてまあ木が、枝が電線に引っかかって、それで、まあショートしてうんぬんくんぬんしてと過去にありましたんで、停電の対策についてですね、今後いろいろ検討していただきたいと思います。

次にですね、ガソリンスタンドのことでちょっと確認させていただきたいんですが、まあいわゆる協定の中ではですね、業界と協定を結んでですね、スタンドのガソリンスタンドのですね。ガソリンをですね、まあ緊急時にそういった行政側に供給してもらう、そういう協定になってるということですが、それで事例としてですね、町内には2つガソリンスタンドがあります。1つのガソリンスタンドはですね、今回の停電の時にですね、実はその備えてたんですね、その発電装置が。聞くところによると、それによってですね、一定量地下に貯蔵されてるガソリンの一定量はですね、販売できたといったことで、まあ一定程度その予備電源があったことによってですね、ガソリンを供給することができたということが聞いております。一方ですね、もう一つのガソリンスタンド、これはホクレン系と言いますか、農協のスタンドなんですけど、震災の段階ではですね、予備電源がなくて、停電時にはですね、供給が不可能であったというふうに聞いております。

いずれにしろですね、発電機が配備されて電源の確保はされたとしてもですね、このように長時間に発電機を回すということは、結局まあガソリンになり、軽油なり、要するに油で発電機が回るわけ

ですから。まあこういった油がなくてはずすね、こういった備えをしてもはずすね、やっぱり最終的にはガソリンが、あるいは石油が確保されなければならないということがわかりました。

それですすね、ぜひですすね、今後のこれは課題になると思うんですが、相手もあることなんですが、今回のこういった道内のブラックアウトで至るところでガソリンスタンドがはずすね、停電ですすね、供給できなかったってことがあって、まあそういったことを見てですすね、国の方も経産省の方でははずすね、これはテレビの報道で見たんで、手元に資料があるわけではないんですが、急遽ですすね、全国1,000カ所のガソリンスタンドにはずすね、こういった発電ができるような停電時にはずすね、あの発電ができてガソリンが供給できる体制をはずすね、あの国としてもはずすね、支援していきたいというような、そういう報道が出ておりました。これが今後可能かどうかは別としてですすね、町内に2つかガソリンスタンドがありませんので、もう一方のはずすね、ホクレン系って言いますか、農協のスタンドとはずすね、何らかの形で話し合いというか、協議がある時にはずすね、ぜひそういった発電機の備えを要望して、地域というか、住民からの要望としてあるんだということですから、ぜひスタンド側というか、経営者側にはずすね、お伝え願いたいと思います。なんといたっても油がなければいわゆる生活はもちろんでありますが、緊急自動車だとか、消防自動車だとか、そういったことも含めてですすね、また発電機に配備した、いわゆる動力源もガソリンなり軽油ということでもありますので、もしいろんなことで協議する、あるいは話し合う機会があればはずすね、ぜひもう1カ所もはずすね、備えができるようにはずすね、町の方からも要望していただければいいかなと思ひまして、これは私の意見としてお願いしたいと思ひますが、町長の考え方をお聞かせください。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 9月6日に発生いたしました胆振東部地震の後、北海道町村会としてもそうだったんですが、私自身も北海道町村会を代表いたしまして2回ほどで上京しました。

その時に本来の目的は農業関係でのことだったんですが、もう一つはゴルフ税の問題だとか、それから何でしたでしょうかね、そういうことでまあ上京したんですが、そして北海道選出の国会議員、それから経産省、農水省、国土交通省それぞれ要請活動をしてきました。つい最近では北海道選出の国会議員の人が中心でありましたけれども、このブラックアウトの問題について、要請内容とは別だったんですが、このことについてずいぶんやり取りをしてきました。とにかくこれは電力会社にも大いなる反省をしてもらわなければならないし、こういうような事態を発生したことによる問題点をきっちり洗い出しして、それに対する対応をやらなければ駄目だということを申し上げてきました。で、それは今議員からも話がありましたように、経産省を中心にしようとした動きを今やっているとあります。相当変わってくるだろうというふうに思ひます。電力の問題は今回の地震の後の問題ばかりじゃなくて、送電線の問題だとかいろいろありました。したがって、電力会社としての大きな使命感って言ひましようか、そうした中での今回のこのブラックアウトという問題でありますから、電力会社も正面からこうした問題について、また二度と発生させないようにやろうということで、いろいろと検証してるところだというふうに認識しているところでもあります。

それからまあ地元のガソリンスタンドにおける対応ということでもあります。おっしゃる通りです。今2つのうちの1つについてはこうしたことに対する認識と言ひましようか、十分認識をしていただひて地域に対するガソリンスタンドを営しているその立場としてのサービスと言ひましようか、認

識と言いましょうか、そうしたことをぜひ高めていただいて対処していただくようなこと話をしていきたいというふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 質問は以上で終わりますが、まあいずれにしろですね、今回の大規模停電の教訓を生かしてですね、今後の備えに怠ることのないように。また、あの先程も町長が申しましたが、年明けにはですね、来年度の予算編成が本格化するわけですが、まあ近々の課題や対策についてはですね、最大限努力をしていただきたいと思います。こういったことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○佐藤議長 6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは通告に従いまして町長に一般質問を行いたいと思います。

まず前段にですね、あのまあ今回流雪溝の運用ということで質問を申し上げてるわけですが、流雪溝が整備されていない地域、また、その他除排雪で大変苦労されている地域、また、その除排雪のために実費で行ってる地域と流雪溝沿線に住まわれてる方々以外には、この質問というのはなんて贅沢な話をしているんだと。お前たちの地域はとつてもいいとこじゃないかっていうような声が聞こえてきそうでありますけれども、まああくまでも流雪溝の利用ということで町長に質問したいと思います。

この流雪溝は北海道の施策マイウェイアワロード事業の認可を受け、事業テーマを「ぬくもりのある木と花のまちづくり」として商店街近代化事業、置戸駅舎周辺整備事業、それと道路拡幅改良事業、それに合わせての置戸市街流雪溝整備事業として平成6年度着工、平成11年完成として現在に至ってるというふうに承知しております。オホーツク管内初のこの流雪溝は、冬期間の快適な生活環境の創出を目的とし、道道・町道合わせて3線4ルート、長さにして4,345メートルを地域住民と参加協力を仰ぎ、自主的な投雪作業を基本としてやっております。しかし、昨今では高齢化が進む中、また商店街の閉所等の理由から、地域に地域懇談会や置戸町流雪溝利用協議会総会でも意見が出ていますように、投雪作業が困難になってきているのが現状であります。パートナーシップで作る協働型の雪処理活動というような言われ方もしますが、今後はさらに難しい状況になっていくかと思われまます。将来を見据え、どのようにこの問題を解決して運用していくのか、町長に伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 流雪溝運用の今後についてということでのご質問であります。流雪溝ができあがった経緯についてお話がございました。効果のことについてもお話があったわけですが、置戸町を訪れる方々が、特に冬の状況であります。除雪は良いですねと、お褒めの言葉をいただくことが多いと思いますし、また、私たち置戸に住んでる者も、そのことを実感することが多いというふうに思います。

置戸町は沿線自治会、あるいは商店など、関係のみなさんのご協力によって道路や交差点での安全な視野の確保、あるいは児童生徒の安全な通学路、さらには救急活動の円滑な動向って言いますか、動き方。そのことよっての安心安全な冬期間の生活に、今この流雪溝が欠かせないものとなっていることはご承知のとおりだというふうに思います。市街地を中心とする魅力あるまちづくりのアイテムの一つであろうというふうに思います。平成11年の供用開始から今年で20シーズン目を迎えました。本来であれば、このような施設が利用し続けることは大変喜ばしいことではありますが、まあ利

用している皆さんも20歳年を取ったということになります。

このことは全国的に人口減少あるいは高齢化の進展による将来の社会保障政策とある意味同じ課題を抱えているというふうに言っているのかもしれない。除雪ということを考えますと、自分でできる間は当然であります、自分で行います。しかし、思うようにできなくなると除雪の範囲が狭くなったり、あるいは身内や近所の人、あるいは業者の方に依頼したり、手法っていうか、やり方としては様々でありますけれども、何とかしなければならないということだと思います。

このことは、雪国に住む者にとっての、ある種宿命だというふうに言わざるを得ません。流雪溝に限ったことではありませんけれども、できる範囲で、できるだけやるしかないんだというふうに考えなければならないというふうに思います。流雪溝はその中の支援ツールの一つであります。やはり家の前に投雪柵があることは、ない人にとっては羨ましい限りだというものだというふうに思います。これまでも投雪される雪の量、あるいは大きな事業所などに配慮をして、ルートの変更だとか、投雪時間の延長だとか、その都度その都度の変更によって利便性が高まっているという状況かというふうに思います。

また12月2日の開催でありましたけれども、全町女性交流会で話題となりました投雪口の蓋の方向を逆にする試みについてであります、試験的に何カ所か変えることを担当部局の方に指示をいたしました。道路を管理している北海道とも協議をして3カ所ほど試験的に実施するということを決めましたので、近々って言いますか、試験的でありますけれどもやろうというふうに思っています。

また、他の自治体、他の町のことでありますが、商工会あるいは建設業の組合の方、さらには一般ボランティアの人たちが組織的に空き家になってる前の除雪の関係について、ボランティアでその投雪作業を行っている例も聞いているわけがあります。また、先程も申し上げましたけれども、使用開始から20年が経過いたしました。利便性と苦勞の両面を持ち合わせていることは承知しておりますけれども、先程来申し上げております、この自助・共助ということでの乗り切り方、そうしたことも考えるわけですが、しかし、空き家や空き地ということがだんだん目立ってきました。特に公園等の公共用地などに隣接するところでは、なかなか自助・共助ということも難しくなってきたかなというふうに考えるわけですが、そうしたところでの、この公助という部分についても検討しなければならないかなというふうにも思っているところであります。

現段階では今後に向けた具体的な方策は今持ち得ておりませんが、いずれにいたしましても流雪溝の利用協議会という組織がございます。その中で検討あるいは議論していただきまして、よりよいこの運用の方法について探してみたいと、このように思っているところであります。

しかし、先程来申し上げておりますように、スタートいたしまして20年経ちました。便利だっただけでは解決できない課題が出てきているのは私も十分承知しているつもりであります。まあ先程も申し上げましたけれども、社会福祉と言いますか、福祉のありようの中での一つと言えるような状況下にもなりつつあるのかなというふうに思います。

そうした意味では、そうした観点からも検討する必要があるのかなという感じがいたしますけれども、しかし、流雪溝がないところもたくさんあるわけがありますので、そうした人たちとのバランスと言いますか、そうした人たちとの関係も利用されてる方々にとってどうなのかという認識のもとでの議論もしなければならないだろうと、そのように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 いろいろ流雪溝の問題、現状ですね、いろいろな声が聞かれるわけですけども、その中で、先程町長は蓋の向きのことを話されました。女性交流会の中でそういう意見が出たと。すでにもう施設整備課の方で3カ所ですか、蓋の向きを変えて運用を試験的にやるようです。そこへ僕ちょっとお伺いして、いかがですかってことでちょっと話してきました。方向が反対になったおかげでって言いますか、そのことによって、とつても投雪作業が楽になったと。どうしてこれ数年来こんなことをお願いしてるのに、今までできなかったのが不思議ではないよというようなお話でした。

まあ、よくあの交通上の問題があって、車の通行の妨げになると、そういう理由で蓋が反対に開くことは危ないんだということで、なされてこなかったわけですけども、僕的に思っていたのは、もっと工事的に費用が掛かるのかなって言うふうには踏んでおりましたけれども、何か話を聞きますとボルト4本を1回抜いて、蓋をぼこんと外して、方向を変えてまた締め直せば可能なんだって言うようなことで、比較的安価に済むのかなって言うようなことも思いました。それが試験的な運用でということと3カ所ですけども、そういう方向変えるってことも一つなのかなって言うふうに思います。

それはひとつの事例ですけども、それ以前にですね、あの20分間昨年よりも投雪時間を延長したことによって、夜暗くなってからの投雪作業をしなきゃいけないんだとか、あとサラリーマン家庭がその時間帯にいないので全く投雪時間内に、投雪することができないと。そういうようないろんな理由が様々それぞれの家によって事情があるので、課長もその女性交流会の中で答弁されていたようですし、また地域懇談会の中でもすべての住民のみんなが良くなるようにするのは難しいだろうというような答弁もあったというふうに思います。でも、あのせつかくある流雪溝ですから、なるべく沿線の住民が良いように、使い勝手の良いようにしていくのが一番ベストなんだろうと、高齢化社会を迎えてそのように進めていくのが一番いいことなんだろうなっていうふうに思います。

そこで以前にも課長にも言って、いろいろ話したんですが、まあ笑われるって言いますか、水利権の問題をちょっと出すと、そんなことは難しくて到底考えることはできないんだと。不可能なんだというようにして門前払い的なお話だったと思うんですが、ちょっといろいろ調べてみました。流雪溝を供用開始する時にあって、どういう方法で流雪溝に水利権というものの用途変更っていうか、基本的には防災水利ということで利用していた水利権を流雪溝としても利用できるようにということでの水利権の利用の許可を得たって言うふうに、その資料には載っておりました。

ちょっとここを確認したいところなんですが、その流雪溝供用開始以前には、以前と流雪溝を供用開始後のその水利の利用量、毎秒いくらなのか。資料によるとトータルで毎秒0.26立方メートル、その量が流雪溝開始等の前後で増えたのか、あるいは同じだったのかってことを確認したいというふうに思います。どうしてこんなことを聞かっていると、一番いいのはですね、どの時間帯でも、どのルートでも雪を捨てられるのが一番利用者にとっては一番便利なことなんだと思うんです。ただ、その道路の両側で同時に投雪するというのはこれもう完全に交通上の問題があるので危険だとしても、全て片側。例えば今でいうとAルートは何時から何時までいつでもいいですよって、Bルートは何時から何時までいつでもいいですよ。そのような2系統で例えば流した場合に、使われてない方の、ここで言うところの0.02立方メートル毎秒流れているところに問題があるのか、起きるのか、ある

いは1ルートにした時に最大限流す量を想定した時に雪が詰まってしまう可能性があるのか、その辺りもこの流雪溝供用開始の時に検討したかどうか、あるいは20年経った今で、人口が減ってきた中でどういうことになるんだろうかっていうような検討があったのかどうか。また、あの今年度はポンプの改修ということで当初予算で388万円ですか、ポンプ交換ということで見えています。そのポンプの許容容量ですね。その容量と、あとその普通のルートの流雪溝のサイズ60センチ×80センチですか、それが合流した時のサイズ80センチ×110センチ、その合流の柵自体がその2ルートにした場合の許容、雪を流すだけの能力があるのか、ハード的な面ですね、その辺も含めて、ちょっとあの町長答弁をいただければ答弁していただきたいと思いますが、無理ならば課長でも構わないので、すいません、そのあたりお願いします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 多分私は答えられないだろうということで、岩藤議員は課長の方を向いて質問していましたので、後であの課長の方にこの席に立たせますからお許しいただきたいと思います。

ただ、総体的なことでは申し上げるならば、あの水利権の問題というのはやっぱりあのその年その年というほどの短期間ではありませんけれども、やっぱり見解というのは変わってくるんですね。それと今の水の問題も、取水のところの、いろいろ直したりなんたりしましたけれども、やっぱり常呂川の川の水って言いましょうかね。そういう水の量の変化っていうことが当然ありますので、必ずしも机上での計算上って言いましょうか、そういうことだけでこの流雪溝すべてが動いてるっていうわけではありませんから、いろいろ難しい点あるかと思います。ただ、ご質問のあったことについてのものは課長の方から答弁させますから。すぐわかるそうです。

○佐藤議長 課長。

○大戸施設整備課長〔自席〕 細かな数字はちょっと控えさせていただきたいと思います。まだ細かい数字まで頭に入っていないから、それは勘弁していただきたいんですけども、まず1点目の岩藤議員が言われたとおり、既設の防火用水路、防火水利権を冬期間だけ流雪溝に使えますよということで申請を行い、許可を受けています。当然のことながら水利権は増やすことはできませんという結果になっておりますので、ですから防火用水水量と流雪溝で使ってる水量というのはイコールです。なおかつ、防火用水は大通りと材木通り2カ所から取水しています。そのうち1カ所、大通りの方は自然流下、2カ所目の材木町の方はポンプで汲み上げています。これが不幸なことに水利権の水量なんですけれども、大通りの方が少ないんですね、材木町に比べて。ですので足りない不足分を材木町の方からポンプを使って大通りの方に流しているというような状況になっています。今ある既設の中の水利権の水量でやるとすると、議員がおっしゃったとおり、600×800のものを満度に流すしか水量がありません。なおかつ、投雪区間なんですけれども、例えばAルート全線分雪を想定すると詰まる結果になっております。ですので、Aルート、当初供用を開始した時にはもっと細かくAルートでもBルートでも3区間くらい区切ってやっていたと思います。ただ、それは運用していくなかで、例えば大きな事業所さん、JAさんが今ほとんど投雪していませんので、そうすることによって、その区間を長くして、変更して今は2区間でやっていますけれども、そのような形で対応している次第でございます。

また、最後ポンプのお話あったと思います。このポンプにつきましては、当然ポンプも20年経っ

てまして、昨年ちょっと不具合が起きて業者に見てもらいました。今年の当初予算の中で3百何十万円、オーバーホールということで予算計上してるんですけども、これにつきましては来年度以降、できれば補助事業をもらって、その中で改修していく予定で、2カ年かけて改修していくなかにポンプの改修を含めようというふうな形で、今年についてはポンプの改修はちょっとやる予定から削除しております。

したがいまして、そのような形でポンプを使ったとしても、いつでもどこでもどの時間でも投げれる、投雪できるということはちょっと不可能というふうに考えていただければというふうに思います。ちょっと詳しい数字についてはご勘弁ください。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 きっと開始した時には、その始水溝から入ってくる水の量、そしてAルートとBルートそれぞれに入っている流雪溝のサイズ、それからそれが一緒になった時の併じた時の流雪溝のサイズ、それから樋門のサイズだとか、全て計算して最大限のサイズで作ったという、そういうふうなことだと思いますので、今から急にあの流量だけ増やして一緒に投げたら投げられる。雪が流れていくじゃないかっていうものは不可能だというふうには思いますけれども、2年間かけてですね、そのシステムの更新、合わせていろいろ流雪溝の投雪に関しては住民の皆さんのいいようにということで説明をされてきていますので、ぜひいい方向に進めていただきたいなというふうに思いますけれども、先程も言いましたけれども、蓋の問題ですね、方向の問題、本当にあのとても便利だということに言ってますので、その辺りはですね、今言った水利権の問題とは全然関係ないので、解決できるのであれば順次解決するっていうか、そっちの方に向けて変えていくというのがベストだと思うんですが、町長いかがでしょうかね。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 これをですね、管理してるのは北海道なんですよ。ですから、北海道ともその辺のことを十分協議をしなければならないというふうに思ってるんですよ。今、蓋を試験的に反対の方にやったということですけども、管理してるのは北海道なんだけれども、ここで事故が発生した場合の補償とか責任とかがっていうのは町なんですよ。ですから、その辺の管理の問題も含めてきちんと協議はしなきゃならないなっていうふうには思ってます。

ただ、まあ利用してる人たちにとって利用しやすいような形に、より利用しやすい形にするというのは当然のことですけれども、多分あの歩道側の雪をその投雪口に入れるという部分では、今の形が、試験的にやった形がいいんだろうというふうに思いますけれども、まあ逆に言えば、その歩道側のというか、歩道側じゃなくて車道の方に降った雪をですね、処理する時にどうかっていうふうに考えた時には、必ずしも試験的にやってる部分が使い勝手がいいのかって言ったら、これもまたいろいろあるんだろうというふうに思います。しかし、いずれにいたしましても利用している人たちにとって、より利用しやすい形にするという、その努力はしたいと思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 管轄が道だ、北海道だということも理解しております。最初に言いましたけれども、北海道の政策であるマイウエイアロード事業、20年前の事業ですから、それが今も生きてるのか、またそんなことを今更北海道の方にも通用するのか、ちょっとわかりま

せんけれども、住民の中にはですね、道道の雪を何で我々が捨てなきゃならないんだと。自分の家の前は本当に狭い面積なのに、ほぼ労力は道道の雪を捨てるのに使っていると、そういうような苦情を言う方もおられます。そのあたり、道の方と協議していただいて、それほど費用がかからないようですので、ぜひとも前向きに蓋の件はですね、検討していただきたいなというふうに思います。

課長がいろいろなところで、その2年間のシステム更新によって流雪溝の問題は流雪溝利用協議会の中で検討していきますというようなことで説明をしておりますけれども、この利用協議会ですね、現実的に言えば、協議会の会員の役員さんに大変申し訳ないんですけども、年に2回ほどしか開催されておられません。役員会が1回と10月に行われる総会のみです。ここを利用して住民の皆さんの意見を聞きながら、より良い流雪溝の利用を図るといのは、僕はちょっと言葉づらはいいんですが、この協議会を使ってというのは無理だと思います。そこでですね、あのプロジェクトチームって言ったらまあ大げさですけども、本当に沿線の住民の方、利用される女性も含めてですね、新しい仕組みなり組織なりを作って、その中で本当にどんな状況で利用するのがいいのか、そういった検討するチームなり組織というものをこの2年間に立ち上げていただいて、その流雪溝の今後についてというものを真剣に考えていただくと、そのような組織づくりが必要かなと思いますが、町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 組織を立ち上げるっていう時は、当然ながら何を目的として組織を立ち上げるのとかってということが重要になるだろうと思います。この協議会も多分ですね、これ流雪溝がスタートした時のずっと続いている協議会だと思います。やっぱり最初はとにかく先程来申し上げるように、やあ良いものできたねと、万々歳だっていう世界で、その集まった協議会でもあったと思います。それがだんだんだんだんやっぱり様変わりしてきたっていうのも事実だと思います。それは施設そのものはより良い形になってるというふうに思いますから、それはそれでいいと思うんですが、問題はやはりそれを利用して人たちが、その当初整備された当初の思いを共有してるかどうかだということに私は思います。便利なことを横に置いて、20年経って、負荷されてきてること、そのことだけを課題にするから、この協議会の中での議論が進まないだろうというふうに思います。ですから、その便利だという部分も、もう一度引き寄せて、そして議論しなければ、どんな組織を作っても変わることはないというふうに思います。それと利用するのは自分たちで、負担するのは行政だというような集まりでは、これは絶対解決する話ではないです。ですから、先程来というか、従来も申し上げておりますけれども、そういう思いを持ってても、自分たちが住んでるところには流雪溝なるものはないという人たちのことも含めて、自分たちが非常に便利な冬での生活を送ってるということも含めての議論をしていただきたいなというふうに思います。

もちろん先程来申し上げておりますように、すべてを利用者の人たちに任せるといわけではありません。行政も一定程度やることはやらなければならないというふうに思いますけれども、まずは、やはり利用している人たちが積極的にこれらの問題について議論をし、より良い形って言いましょうか、蓋の問題も当然出てくるんだというふうに思いますけれども、そうしたことも併せて検討して議論してほしいなというふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 まあ、町長言われるとおり、その組織の中が時代とともに変化してきた、あるいは大変な部分だけがクローズアップされて、便利な部分はそっちの方に置いてるみたいな雰囲気も確かに出てきてるんだってふうに思います。

ただ、先程も言いましたけども、パートナーシップでつくる協働型の雪処理活動、この言葉のとおりなんだと思います。その組織の話ですけれども、総会の議案書見ますと、予算が町の補助金18万円です。その18万円の使い道は何かっていうと、住民のための傷害保険のために約18万円近く支出されています。この協議会の中で使われている予算っていうの全くないわけですね。予算があったからいい話ができるかってことではないでしょうけれども、もう少しその協議会の役割と言いますかね、その重責を担ってもらおうというようなことも含めて、例えば北海道の中には21カ所、21市町村で24カ所の流雪溝あるいは融雪溝を持った市町村があるようです。そこも多分同じような置戸町と同じような課題を抱えていると思います。苫前町に今年の行政視察に行ってきましたけれども、苫前町もやはり同じようなことで投雪ボランティアを都会から募集したりですとか、いろんな事業をやっているようです。そんなことの調査もですね、この協議会の中でいろいろ進めていってもらおうと、そのようなことも必要なのかなと思います。

そういうことを考えれば、もう少し予算付けをして、この協議会の役割というものを担っていただけるような、そんな形にしていただければなというふうに思いますけども、町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 まあ、あの先程来申し上げましたように、そういう装置をですね、施設を利用できるところと利用できないところが今現実にあるわけです。むしろ利用できないところの方が圧倒的に多いわけですし、そういう意味では、いろんな理由は成り立つわけですけれども、やはり、そういう施設を利用している人たちは、利用したいんだけども利用できないと、そういうものがないんだというところの人たちの思いというのものも、きちっと受け止めていただきたいなというふうに思います。

そうした中で、それじゃ利用している人たちは利用してない人たちの地域のことを考えた時に、一方的に行政に負担をさせることが本当に心地よいものなのかと、やっぱりないところのそうした人たちの気持ちも考えると、やっぱり自分達も一定程度の負担をするぞと。したがって行政もそれと同じように、あるいはそれ以上にと言い方が出てくるかもしれませんけれども、そうした前向きの議論がないと、多分この問題は解決しないと思います。

そうしたことを踏まえながら、ぜひ議論してほしいなど。まあ、議員なんかもお一人なのかもしれないけれども、ぜひ何というか、関係する協議会のメンバーの人たちを前向きに言いましょうかね、前向きな議論になるようにお力添えいただければなというふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 もう終わりますから、休憩はちょっと。

町長の方から今話がありましたので、流雪溝沿線以外の地域も含めた除排雪問題も含めてというようなことで、冒頭流雪溝沿線だけの質問をしますというようなお断りをしましたけれども、まあ町長の方からそういうふうに言われましたのでお話ししますが、この流雪溝利用協議会、これは頭に流

雪溝がついてるんですよ。それを利用する協議会です。そこに、その他の地域のことを、例えばその流雪溝がない部分の全町的な除排雪の今後についての話し合いをしてくれというのはちょっと無理があるのかなというふうに思います。

この協議会の会長さん、自治連の会長さんでもありますから、そこまで手を広げていただいて、この2年間の間で流雪溝の沿線も含め、あるいは全町的なその高齢化を迎えた中での除排雪の仕組みをどうしたらいいとか、そういったことも含めた組織。どういう組織になるかわかりませんが、そういうことを模索する組織、プロジェクトチームということになるのか、協議会になるのか、審議会みたいになるのかわかりませんが、そういった形でこの2年間をかけて、ぜひとも進めていただきたいと。

もうこの高齢化社会待ったなしです。間違いなくあの2年間にまた流雪溝に雪投げられないはとか、自分のところの家の前の除雪すらできないはということで困ったという話すら出てくるというふうに思います。そのことも解決できるような新しい組織であり、きちんとした全町的な組織を立ち上げていただいて、少しでも快適な冬の暮らしが送れるようにしていただきたいと、そんなような願いをして一般質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 ここでしばらく休憩します。

11時15分から再開します。

休憩 10時58分

再開 11時15分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番 小林満議員。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 通告に従いまして、町長に質問したいというふうに思います。

町有林の森林経営審議会の設置についてでございます。本町の町有林も2,000ヘクタールを超え、現在、適切な管理を行っていると思っておりますが、昭和28年の林野整備で買った町有林の520ヘクタールは、8齢級以上の森林ですでに標準伐期齢を超え、主伐を迎える森林が多くあります。また、平成元年から国有林を取得した町民の森730町の手入れも毎年行っており、これらも標準伐期齢を超えております。人工林の現況を見ますと、人工林そのものは2,000町歩のうち、約1,370町というふうになってますが、すでに70%を超えております。カラマツ林では、9齢級から12齢級で713町で91.8%。これらは適正な管理のもとにやっておりますが、適正伐期齢を超えますと、老齡加除区になって非常に危険性があります。トドマツ林も10齢級から13齢級で77.7%を占め、林班によっては、パルプ材が45%が失材しているところもございます。これらは早く伐採して違う樹種を植えることも検討する必要があります。さらに、地域に点在しております、秋田町有林90ヘクタール。拓殖町有林180ヘクタール。春日61ヘクタール。安住50ヘクタール。北光の117ヘクタール。拓殖第二の107ヘクタールは、手入れが遅れております。町有林は、町民の財産であり、一般財源を担う大きなウエイトを持っている金の卵です。少しでも予算に寄与でき

るように努力すべきだと思います。これから、どう順序を変えまして植えて切ってまた植える、森林の持続的循環をすることが森林の保全と資源保護に繋がらなければならないと思います。第14次森林経営計画では、一個林班の中で20ヘクタールの皆伐はできませんので、限界に近い皆伐と造林を同時に進めるべきだと思います。公有林財産の効率的経営を行うためには、有識者の意見を聞くのが望ましいというふうに思いますが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて、審議会を置くことについて町長に伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 町有林の森林経営審議会の設置についてということではありますが、町有林の現状等について今議員の方から詳しくお話がありました。経営面積は、2,014ヘクタール。蓄材積にして72万4,311立方メートル。うち人工林が全体の約7割ということになっております。その他に町有林の点在している状況について、また、それらがいずれも伐期をきている、あるいは伐期を過ぎているというようなご指摘もございます。これらに係る施行等については、ご承知のとおり、置戸町森林経営計画に基づきまして実施しているわけではありますが、年間100ヘクタールから120ヘクタールの伐採事業を継続しながら、未立木地の解消に向けて遅れている皆伐後の再造林を計画的に進めることといたしまして、本年度より5ヵ年間の第14次の計画がスタートしているところであります。

ご質問の森林経営審議会の設置についてであります。都道府県の森林審議会については、新立法の第68条の規定によって、設置義務ということになっておりますけれども、市町村についての規定はございません。しかし、オホーツク管内では、北見市が私有林管理委員会。滝上町と訓子府町が町有林経営審議会というものを設置して経営計画や施行に対しての意見を求め、委員には議会議員、或いは、森林所有者、関係機関の長等がついているようであります。

そこで、まず本町の場合であります。これまで森林経営計画の策定に対して、議員の皆さんからのご意見と本会議での議決をいただいているところであります。また、昨年は、林産協同組合や森林組合、民間事業者の皆さんのご意見やご提案もいただきながら、林業労働者の確保と雇用促進を図るための林業担い手確保、通年雇用支援事業。さらには、林業・林産業の活性化と作業の効率化を図ることを目的として、林業・林産業機械導入促進事業等の支援制度を創設したところであります。

いずれも通年雇用を山で働く人たちの通年雇用ということを念頭に置いた制度の創設であります。しかし、これには業界の人たちの理解と協力がなければ進まないわけでもありますけれども、幸いにして具体的に2人ほど可能性があるのかなという動きになっているのは、大変有難いというふうに思っております。平成31年度の31年度施行の森林経営管理法では、適正に森林管理が行われていない民有林については、市町村が仲介役となって森林所有者と林業経営者を繋ぐ新たな森林管理システムの構築が求められておまして、同時に市町村自ら民有林の管理を行うこととなります。財源となる森林環境譲与税の有効な活用策については、特に民間事業者や関係機関の皆さんのご意見も必要になってくるわけでもあります。新たな制度における民有林整備は、平成33年度から本格的な事業開始を予定しているところであります。民有林も含めた町有林の経営を考えますと、新たな視点での経営が求められることとなりますので、森林審議会の設置については、議員の方からも提案がありましたけれども、これらの議論の中で合わせて検討したいというふうに思います。審議会に準ずるような形で

の進め方はやってきているつもりでありますけれども、正式に議員の提案がありました、審議会、検討したいというふうに思います。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 大変前向きな回答をいただきまして、大変ありがとうございます。第14次の計画を見ますと、非常に年齢別に歪になっていると言うか、1年齢から5年齢までについては、ほとんど植林をしていないという状況でございますので、やはりそういうような林齢構成を作るということは、非常に将来に向かって町民の財産をなくすということで、森林の継続的なものが図れないんでないかというふうに思います。非常に大切なのは、やはり伐期齢が過ぎてですね、まだ森林が残っている状況の中では、非常に林木が厳しいような状況になるのではないかとこのように思われますので、できるだけ法制林化施行を持って毎年ある面では、50町ずつ切って50町植えるというようなことがあると思いますけども、実際に林業労働者を考えると、そのようなことになりませんので、先程申し上げたように、一個林班、最低でも20町を限度として切って、そして翌年植えていくというようなことをしていかないと、将来的には非常に切るとこばかりが増えてですね、造林が追いつかないというようなことにもなりますので、その辺十分ですね、審議会の中で計画した方がいいんでないかというふうに考えます。それも今までは、町議会がただ認定したということでほとんど中身については検討しておりませんので、そういう意味からするとですね、もっと早く計画を検討する場所がないと、そういうことが非常に悔やまれるというようなことが出てくるのかなという感じしています。そんなことも含めて、町長は、北海道森林経営審議会の委員として3期6年間、北海道の森林を十分審議されているというふうに思います。北海道の林業については、非常に理解していると思っておりますが、道の場合は、15人の審議会委員がおりますし、道内各地からもですね、町村長さんも出ていますし、一般の有識者も出ております。この辺も含めてですね、再度もう1回お願いしたいなというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 確かに、私も北海道の方から北海道森林審議会のメンバーにということで、町村長私一人だけなものですから、少なからず責任を感じながら議論に参画させていただいているわけですが、とにかく循環型ですね、森林整備を考えていかなければならないというのは、これは造林業者の人であろうが苗木の業者の人であろうが、共通の思いだというふうに思います。そのことが進まない、本当の意味での適正な森林整備を進めているということにはならないだろうというふうに思います。しかし、それには造林をはじめとする担い手と言いましょか、どの社会もそうですけれども、高齢化がどんどん進んできている、一方では担い手が不足していると。この現実、やはり何とか変えていかないと、解消していかないと、循環型の云々と言っても、なかなか難しいと言わざるを得ないというふうに思います。先程申し上げた、置戸での独自の制度っていうのは、置戸の中だけのことでありますけれども、基本的には、そのことが全道一体に広がっていくことによって、北海道の関係業界の人たち含めてでありますけれども、少しずつ変わっていくんだろうなというふうに思っております。長い歴史のあることでありますので、それぞれまた専門の立場の人たちの先に向かってのご意見も承りながら審議会を作ったとするならば、そうした人たちの意見も極めて重要なことだろうというふうに認識してしますので、できるだけ前向きに検討したいというふうに思います。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 最後に、そういう審議会を前向きに検討するというので、できるだけ早くですね、審議会を作って一つ皆で山を検証するようなことを進めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○佐藤議長 8番 石井伸二議員。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 それでは、通告に従いまして一般質問をしたいというふうに思います。

もうすでに10数年前になろうかと思いますが、私もPTAの役員として設置に協力したというような思い出があるんですが、こども110番の家。こども110番の家につきましては、ステッカー、のぼり旗同様、すっかり色あせてしまって、今本当に機能しているのかなというような状況にあるのではないかというふうに思います。2年前でしょうか、置戸小学校のPTAから見直しの声がありました。その際、生活安全推進連絡協議会でも話題として話が出ました。また、先般、議会懇談会においても、子供の安全への不安の声がありました。この際ですね、本来は、不審者からの声かけや痴漢、また、付きまとい等の行為に合った子供を一時的に保護して警察に通報するというような役割でしたが、近年のことを考えますと、急な豪雨ですとか豪雪、風雪、また、熱中症といったような急病にも対応しうる、こども110番の家でなければならぬのかなというふうに思います。その部分では、新たにまた再構築していく必要があるというふうに思います。また、その際ですね、札幌市でやっているように、しっかりと登録制にして子供の避難に伴い、その登録者が物的、また、人的損害を受けた場合、被害に対しての見舞金を払うといったような制度も合わせて必要ではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

もう1点ですが、前にもお話をさせていただきました、防犯、防災のための公共施設への防犯カメラの設置を提案させていただきました。ドライブレコーダーについては、その時に明確なお返事はいただかなかったのですが、昨今、あおり運転の関連で急速に設置が進んでいるようです。置戸町も今年度ですね、町有車に5台分付けていただきました。非常にやはり人口減と共に見守るための目も減っているというふうに思います。また、住宅環境が良くなって、例えば、外での助けを求める声が聞こえないといういろいろあるのかなと。そのためにも犯罪抑止のためにも、そういった防犯カメラを今一度公共施設に設置する、または、一般家庭や事業所の新築、改築の際に防犯カメラの設置に対しての助成を考えてみてはいかがでしょうか。

もう1点、すっかりLED化されて少し暗く感じられる街灯の新設の点なんですが、毎年のようにですね、地域懇談会でも話題になっております。やはり防犯上のためにも少しでも明るい状況を作ることが大切かというふうに思います。LED化によって自治会等の電気代の負担も少なくなっていることから、街灯の新設の際に助成等の考えについても同時に伺いたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 安心、安全なまちづくりの観点から、子供の安全確保についてご質問がございました。まず、石井議員の長年にわたる、青少年の健全育成ということで、ご尽力されていることに心から敬意を表したいというふうに思います。さて何点かについてご質問いただきましたけれども、ま

ず、町内の街路灯についてお話をさせていただきたいと思います。

省エネ対策としてLED化がいろいろと叫ばれておりましたけれども、概ね完了しているというふうに思います。大幅にランニングコストが低減をいたしました。LEDは、その光の特性から照射範囲、いわゆる明かりを照らす範囲でありますけれども、この照射範囲が以前より狭くなって暗くなったとのご意見もあります、一方では虫が来なくなったというような声も多く聞かれます。また、街路灯は自治会からの要望に応じて、街路灯委員会において増設や取替等を行っておりますが今後も継続して参りたいと、そのように思います。お気づきの点がございましたら、ご指摘を願いたいと、そのように思っております。また、公共施設にあつては、駐車場の照明あるいは各公民館の防犯等を必要に応じて取り替えたり、あるいは設置をしてきたところでもあります。さらに、公共施設の防犯カメラについては、施設の特性を考慮しながら、若者交流センター、それからコミュニティホールぽつぽ、小学校にそれぞれ設置しております。また、民間施設では、一部の商店や金融機関で設置されている以外、都市部とは異なっております、普及率はまだまだ低いと思われれます。その認識は十分にございます。

ご質問の一般家庭や事業所への街灯や防犯カメラの設置費の助成であります、都市部では街灯での犯罪防止を目的として町内会単位での助成措置を講じている自治体もあるようでありますが、本町は地域ぐるみで子供たちを見守るという意識は、決して低くはないというふうに思います。逆に子供たちを暖かく見守る町であるというふうに思っております。また、犯罪発生も少ないことから、現段階では、防犯カメラや、あるいは街灯設置の助成については、考えていないというのが今の率直な私の気持ちであります。なお、通学では、公共施設での危険な所であれば、街路灯委員会や私ども所管の担当にご一報いただければ、現状を確認して必要に応じて対処してまいりたいと、このように思っております。

次に、教育委員会が所管しておりますが、こども110番の制度であります、平成14年6月からスタートいたしまして16年が経過しました。その間に小学校の統合や、また、10年以上を重ねたことによる協力者の状況変化、そうしたことから、小学校、中学校、また、町のPTA連合会、町教育委員会で協議をいたしまして、PTA連合会が中心になって協力依頼者の見直しと選定を進めているところであります。現在、協力依頼とステッカーのデザイン変更を含めた見直し作業が大詰めを迎えております。来年度には、新たなステッカー表示が完成しますので、新こども110番の家による地域の皆さんの見守り活動による犯罪等の抑止に期待するところであります。

さて、見直しに際して協力者に対する被害があった場合の補償や見舞金制度の導入という提案であります、この仕組みは、犯罪者と対峙するような危険な活動までは、この組織110番のところには求めていないのであります。あくまでも子供たちの安全を確保するための、家の中に子供たちを保護したり、または、警察あるいは学校、教育委員会等への通報することを第一としておりまして、補償や見舞金制度の導入は今のところ考えておりません。都会の方では、信じられないというか、当然ながら予期しないような事件も発生しておりますので、議員の方から提案のあった制度については、私も一定程度は理解しているつもりでありますけれども、現在のところそういう考え方に立っております。決まりや規則で人を全て仕切っていく、規制する社会を作っていくのだろうかというふうに思います。地域社会全体で子供達を守っていく、そのための不安要素を地域に住んでいる人たちが取り

除く、そうした行動を取っていく、そんな田舎であって欲しいなというふうに思っているところであり、先程も申し上げましたけれども、都会の方では、とても信じられないような事件が発生しているのは、十分承知しておりますし、そのことが田舎と言いましょか地方の方にもそうした事件が全く無関係ではないということも承知しているわけでありますが、私は、置戸の中では皆でそうした子供たちを守っていくんだと、そうした強い思いを地域全体で共有していく、享受していくという社会にこれからもしていきたいものだなというふうに思っているところでもあります。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 大体想定しているところの答弁かなというふうに思いますが、置戸町におきましては、子供に関する大きな事案というのが本当にこれまで少なく、実際に、青少年育成推進委員会等についても今は休会中であります。そういった部分で子供に関する安全については、いわゆる本当に置戸の町は安全なんだと言う、ちょっとした神話にもなっているのかなというふうに思うところですが、先程、町長からも話がありました。都会では、本当に信じられないような事案と言いますか、そういう事件等があると。果たして、本当に置戸町ではそういったことが起きないのかどうかという、ちょっとした心配の点でいろいろな部分で提案をさせていただきました。

もう少し言っておきたいところなんですが、防犯カメラの設置なんですが、最近の事件、事故での報道でもありますように、まず近隣の防犯カメラを調べて解決をしていくという事件が多々あります。さらには、子供たちの見守りだけでなく、置戸町においても多くの高齢者の皆さんがいらっしやいまして、先般もうちに、例えば、旦那さんを探して、うちに来てないかいと。前には、それこそ亡くなった奥さんを探して、うちに訪ねて来たこともあったんですけども、そういった高齢者を見守るといった観点からも、こういった防犯カメラというのは、非常に今後必要になっていくのではないかなというふうな思いで、また質問をさせていただきました。もっと総体的な部分で安心、安全のための防犯カメラの設置については、できるだけ努力していただきたいなという思いが強いものですが、今一度そのカメラの設置についての考えがあればお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 カメラを設置している場所というのは、先程申し上げましたように、若者交流センター、それからぼっぽ、小学校ということで設置をしているわけでありますが、この3カ所についても、施設の特性って言いましょか、そういうことを考慮して設置したわけでありまして、当然、防犯カメラを設置するということになりますと、それをきちっと管理をする、また、検証をする、そうしたことも当然ながら必要になってくるわけでありまして、設置したからそれでいいというものではないというふうに思います。そうしたことを考えますと、どうでしょうか。そうした意味での逆の心配って言いましょか、そういうことも含めて慎重になるというのか、そういうふうに思います。事業所や、あるいは個人が自らの住宅等にカメラを設置するという意味合いとは、また違う公的な立場としての責任と言いましょか、それは当然ながらあるわけでありまして、そうしたことも含めて設置する、あるいは設置する場所、そうしたことも十分な慎重な検討が必要であろうというふうに思っているところでもあります。どうしても、この場所にそうしたものが必要だということが、町の人たちの認識としてそれが強いということであれば、検討してみたいというふうに思いますが、私は、あちこちに防犯カメラが設置されている、付いているというような社会は、あまり望ましい社会ではないと

いうふうと思うわけであります。そうした意味でご理解もまた賜わりたいというふうに思います。そういうような場所と言いましょか、地域があるとすれば、また言っていただければなというふうに思います。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 もう1点だけお聞きしたいんですが、今回の質問に関して、こども110番の家に関しては、学校教育課。防犯カメラ、街路灯っていうのは、総務課なんですか。非常に、町内の安心、安全に関わる部分で、おしなべて担当課が違うというのは、ちょっといかがなものかなというふうに思うんですが、その点一本化する等々の考えがあるならば、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 管理しているその施設を何処の部局が管理しているのかということで変わってくるかと思えます。先程来申し上げた部分について言えば、どうでしょうか。若者交流センターとかぼっぽなんかは、総務課で管理をしているということであります。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 今の質問なんですけども、基本的にやはり何て言いますか、置戸町では置戸町生活安全条例というのが平成16年ですか、作られました。その中で、総体的に置戸の町、安心、安全のための部分で、どこか一括してそこを受け持ってやっていくのが本当はベストじゃないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 ご承知のように、今年の4月に機構改革やりました。それで総務課の方に随分守備範囲が広いとか集まったところもあるんですが、今の機構上のことと言えば、総務課ということになります。従いまして、生活安全条例に関わる部分も総務課だということであります。今のところ、それを見直してというふうには考えておりませんが、そういうことであります。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 こういった部分で、安心、安全の策なり、提案等々、どこにお話を持っていけばいいのかなと、ちょっと疑問に思ったのでそういうお話をさせていただきましたが、いずれにしろ、安心、安全な置戸の町であってほしいなと願いつつ、一般質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	11時55分
再開	13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 3 議案第 6 1 号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第 1 2 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 3 号）まで
————— 1 0 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第 3 議案第 6 1 号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第 1 2 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 3 号）までの 1 0 件を一括議題とし、これから質疑を行います。

〈議案第 6 1 号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第 6 1 号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 6 2 号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第 6 2 号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 6 3 号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第 6 3 号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 6 4 号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第 6 4 号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 6 5 号 平成 3 0 年度置戸町一般会計補正予算（第 5 号）〉

○佐藤議長 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度置戸町一般会計補正予算（第 5 号）。

質疑は条文毎に進めます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第 5 号）、6 ページ、7 ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1 款議会費。2 款総務費、1 項総務管理費、4 項選挙費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。

3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 福祉灯油の件について、お伺いしたいと思います。説明の中では、対象戸数349戸という説明だったと思いますが、あくまでも申請行為ということですよ。それで、去年はやってなかったと思うんですが、前回やった時の執行率というか、その辺り分かりますでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 福祉灯油ということで、置戸町につきましては冬期生活支援事業という形で灯油代、それから薪ですとか、電気含めて冬期間の生活支援ということで現在まで、平成19年から20年度、24年度、25年度、26年度ということで5回実施しております。前回の26年度に実施した際の状況ですけれども、当初、対象世帯を290世帯と見込みまして、申請件数が262世帯、支給件数、最終的に同居の方が課税ですとか、本人が課税でしたりとか、そういった部分を対象外として、最終的に支給したのが236世帯ということで、当初見込みに対していうと81%という形で支給をしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 今、81%ということでしたけれども、この349戸、この見込みが、先程の説明ですと対象にならない世帯が後で分かったというようなことだと思んですが、申請行為ということで349戸というふうにはっきり数字が出ているんですから、ほのかの方から例えば、逆に対象世帯に申請行為という形ではなくて、こういう制度があります、利用しませんかっていうようなことはできないのでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 この349世帯の戸数につきましては、課税世帯等がまだ把握できていない状況での対象世帯となっておりますので、あくまでも周知を徹底してですね、説明でも行いましたけれども、チラシ等の周知、それから職員、ケアマネ、保健師等の、それからヘルパーの一般訪問等でそういった媒体類、ホームページ等が見れない方についての周知も徹底した上で、ある程度ご自身で非課税であるということでのまず申請をいただいた上で確認をして支給をするという流れになりますので、こちらから個別に案内をして期待をさせた上で、いや案内くれたのに却下かみたいな話にならないように、今までもそういった議論は過去5回してきておりますが、やはりこういったやり方がベストだという形で今回も考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

10ページ、11ページ。

2項児童福祉費、4款衛生費、1項保健衛生費、6款農林水産業費、1項農業費。
質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 認定こども園の関係でしたけども、費用の減額する部分があるという話でしたけども、その理由が職員の不足というお話がありました。その辺についての改善と言いますか、対策はどのようにになっているのか、お伺いします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 今回の補助金の減額、1,283万5,000円につきましては、主には給付費の収入の増という形での減額となります。ただし、その中身といたしましては、昨年度もこの時期に給付費の補正を当初見込みよりも園児の数が増えたということで、給付費の補正をした上で補助金を半分ぐらい減額して補正をしております。その中身としては、昨年は人件費の加算が増えたり、そのまま給付費増えた分、給与費に充てるというような部分ですとか、あと、想定していなかった修繕ですとか備品の購入費が嵩んだといった部分も含めた中で、半額ぐらいの補助金の減額という形になっていたんですけども、今年度につきましては、そういった大きな修繕もなく、給付費は少ない職員の中で何とかやりくりしていた部分もありましたので、給付費がそのまま、ある程度9割ぐらいですか、減額になるという形になっております。

先程ご質問のありました、職員の不足分について対策はしているのかというご質問ですけども、いろいろどんぐりの信愛会の理事会の方とも一緒に協議をしながら、DVDの作成、それから今回10周年の記念事業等もあったので、それに合わせたPR作戦ですとか、あと、理事長も道内各地の高校、大学、専門学校等を歩いて、DVDですとか、説明にかなりご尽力をしてお聞きをしております。その中で、対応としてですね、就職祝い金の創設ですとか、あとは奨学金を借りた方への支援ですとか、そういったものもですね、財源としてはこういった補助金も入るというような考え方にもなりますが、逆に言えば、少ない職員の中で給付費を園児が増える中で給付費の中でのそういった財源でやったというような考え方でもできますので、これは信愛会での自助努力という部分もあると思います。そんな中でですね、早速そういった効果、DVDを見て応募してきました。それからハローワークでそういった支援制度があるというのを見て応募してきましたということで、この1月の間に2名ほど採用に向けて早速効果が出ていると聞いております。今後につきましても、この人員をですね、昨年度4名が3月に急に退職されて、その後、4名分が補充できていない中だったんですけども、何とか2名は補充できていると。既存の職員の中で何とか協力しながらやっているということですけども、あと2名、それから今年度また退職されるというような予定をしている方もいらっしゃるというお話ですので、そういった求人活動についても協力し合いながら今後も支援を勧めていきたいと考えております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 大変いろんな努力をされて、職員も2名程度今新たにというお話がありましたけども、今後についてもそういう努力を行っていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

12ページ、13ページ。

7款商工費。8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 常盤地区飲雑用水施設利用組合補助金についてですが、土管の一部の漏水、これの補修のためにということですが、ここでちょっとお伺いしたいんですが、これはいつ工事をされたものなのか、工事はいつ行われたものなのか、そのことについてまずお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 常盤の飲雑用水の補助金の関係でありますけれども、確認の方はしておりますが、10月中の修繕だったというふうに記憶しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 当初予算です、この組合に対しては、40万8,000円の補助金を出しているというふうになってますが、今回、漏水でということですが、今後この漏水の状況って言いますか、今後もこういうことが出てくるのか。この組合自体のですね、今の運営状況って言いますか、この漏水が出るたびにこういう補助金を出していかなきゃいけないのかってということも含めて説明いただきたいのですが。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 営農用水全般のことについてちょっとお話を申し上げますが、これまでも一定額以上程度、主に実績としては、30万円前後以上かかるものについては、要請があった場合にはですね、組合の経営状況などもお聞きをしながら必要と判断した場合については、最低で5割、実績では一部、過去にアスベストの管の布設替えというのは、これはちょっと事情が違うので町が100%で実施をしたことがあります、その時その時の金額であったり、財政事情って言いますか、経営状況をお伺いしながら支援をしている状況にあります。ただ、営農用水全般としては、30年以上、40年近く整備をしてから経過をしております、最近で申し上げますと、昨年、川南の方の修繕に対する支援も実施をしておりますし、今年度この常盤につきましては、今回は30万円程度の修繕でありますけれども、さらに申し上げますと、本年度中というより昨年度から漏水の状況があるということが確認をされておまして、組合としてもですね、漏水箇所の調査をずっと実施をしていただいております。特に川南、常盤につきましては、この町の方からの補助金を支援しているというのは、基本的にですね、自然流下の場合は機器等の電気料程度で済みますけれども、例えば、水源のところから配水池までの圧送ですとか、そういったところに大きく電気料がかかっておまして、これは当初からのお話し合いの中で負担が大きいということから、電気料の基本料金部分について支援をしてきた経過がございます。ただ、近年のこの修繕に対します内容から判断いたしますと、やはり設備全体が老化をしてきているのかなと、このように考えているところでありますけれども、常盤については、

さらに11月になってからですが漏水箇所が判明したり、それから機器類の故障が発見されたりと、こんなことがございまして、冬期間の工事がちょっと無理だというお話をいただきましたが、来年度の中で大きな修繕をする予定があるということでの相談は受けておりますので、運営状況、経営状況もお聞きをしながら判断をした上で支援する場合については、当初予算の方に計上をしてまいりたいと、こんなようなことを考えてございます。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 これ営農用水のことなので簡水とは話が違うんですが、簡易水道の方の調べ物をしている中で、担当の方に常盤地区の営農用水のことをちょっとお聞きしたんですが、また、地域の方にですね、いろいろな話も聞いたんですが、この昭和55年にこの組合が設立されて、今年まで組合独自で運営してきたと。その度々、大きな修繕だとかが起きた時には、町の方からの補助金でということ、あと、利用料金のある程度積み立てながら修繕に賄ったりとか、電気代を支払ったりだとかっていう、組合独自として運営、経営をしてきたというような経緯だと思うんですけども、今、対処戸数が12戸ですか、常盤地区。経営状況のことを聞きますと、もう積立金あるいは貯金が底をついていて、今回の補修関連でも本当にギリギリの状況でやっているというような話をお聞きしました。利用料金のことも聞いたんですが、例えば、簡易水道再編事業で中里、安住地区は、当時、立米当たり30円ぐらいで運営していたのが、簡水と統合でその金額、新しい料金体系に変わったということでも安定した水が供給されるのであればということと統合されたということになってますが、この常盤地区の話を知ると、現在で、一般家庭でトン当たり260円前後負担しているというような話を聞きました。営業用ですと、100円程度というようなお話です。ここまで負担しながら、また、組合としてこの営農用水、営業、運営をしていくという将来的なことを考えると、10件そこそこの戸数で、とても大変な事業を組合としてやっていくのかなと。将来見越してやっていかなきゃいけないのかなというふうに思いますが、課長その辺り、将来にわたってこのままの形で組合にお任せして成り立っていくのか、成りゆくのか。これ協定書を作って組合との話し合いでというふうに進めていることなんでしょうが、その辺り将来的な見込みと言いますか、見通しはどのようにお考えですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 運営にあたりまして、今後の営農用水全般についての考え方というご質問だというふうに思いますけれども、ちょっと常盤の例を取らせていただいて申し訳ないのかなというふうに思いますけれども、実は、先程お話をしました来年度開始を予定している工事なんですけれども、やはり最終的に漏水が大きくなりますと、特に電気を多く送水するのに使っている施設につきましては、漏水によってポンプの稼働時間が多くなります。それによりまして、この2年間ぐらいの状況をちょっと見させていただいているんですけども、4割ぐらい電気料が上がってきております。これは、使用料が増えているわけでは決してございませんから、おそらく漏水による影響だというふうに考えています。それで組合としてはですね、28年度をベースにして考えますと、29年度に3割程度、それから30年度に向けては、町の方の水道の料金の改定にほぼ近いような形で、さらに4割近い値上げをしております、28年度と本年度と2年間分を比較いたしますと、約8割強の値上げをした中で努力をされているという状況になってございます。

それから昨年度につきましては、やはり全体の収支の中で賄いきれない部分がございます、使用料のほかに特別負担金という形で、これ12戸の方でおそらく負担をしたんだらうというふうに思いますけれども40万円、さらにですね、手出しをした中でこの1年間の経営をしたというふうにお伺いしております。こんなような状況から、今回30年度予算では、この30万円程度の修繕に対する支援で終わっておりますけれども、これからもっと大きな修繕等が出てきた場合にですね、何割かの負担を組合の方に求めるとすれば、先程お話のあったとおり、12戸で負担をすると、割算をしていくということになりますと、1戸当たり相当の負担をしなれば、この水道施設を維持できない、こういうようになっているのが現状なのかなというふうに正直感じているところであります。

そのほかにも電気代が大きく、この収支の中で負担をしているということと言えますと、川南の方もございますけれども、いずれにいたしましても、やはり修繕が頻繁に出てくるのかなというような状況にあるというところについては、今後の施設の整備改修等に向けた何らかの準備をしていかなければならないというふうに思っています。

町の水道の方につきましては、平成31年度でほぼ事業が現在終了をするという予定になってございまして、できるのであれば、これはですね、私どもも30年、40年の施設が決して良い状態のままであるというふうには思っておりませんでしたので、何とか改修の目処を立てて、そしてですね、やはり修繕を頻繁にしなればならない状況っていうのは、回避しなればならないんだらうなというふうに思っておりまして、現時点で、これはまだまだですね、構想計画まで至っていないんでありますけれども、国の補助事業でこの営農用水の改修に対応していただける補助金というのが見つかりまして、今現在は、これは採択になるかどうか別にいたしまして、32年度で調査委託をしていきたいなという要望を出しているところであります。

改修にあたっては、この統合にあたって3つの営農用水の組合が残されたわけでありまして、いずれにしても同じような状況だとすればですね、改修費はおそらく億という単位になってくだろうということが想定をされますので、なかなか単費での対応は難しいだろうなということも想定してございまして、何とかこの補助制度を利用した中でですね、きちっと使用していただける環境づくりをしていきたいなと、現在のところはそうように考えているところであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 公園管理に要する経費、説明では石油ストーブが古くなって駄目になったよと、それを取り替えますというのと、油漏れによる部分の修理ということでございますが、昨年で結構なので、どの程度の利用があつてなのかなと。それと花見の時に外で焼肉しますでしょ。その時に、トイレとして使う場合と、あの建物本体を使う場合とちょっと違うと思うんですけど、その辺分かれば教えてください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 正確な数字ちょっと持ち合わせておりませんが、今お話ありましたとおり、あの管理棟の使用につきましては、屋外で主には焼肉ハウスと言いましょか、焼肉の小屋を利用される時のトイレとして使用されているものがあります。これは、昨年度約30件ぐらい焼肉ハウスの方の利用ありましたので、その際にはトイレの方を利用しております。それから定期的な利用という

ことでは、山神太鼓の愛好会の方で週に1回利用をされております。ただ、事情によりまして現在は、1か月に1回程度かなというふうな状況でございます。そのほかにはですね、昨年度では特別なことでお貸しをしたということはなかったように記憶をしております。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員 山神太鼓が使っているというのは前からのことであるわけですが、あそこの場所をほかの人が、例えば利用したいなと思ってもですね、太鼓がいっぱい置いてあるわけですが、あそこに。もう独占的に使っているんだというふうに見えちゃうわけですが、もうちょっと何か方法ないのかなと。ほかの人があそこを使わせてくれるという要望があればそれでいいのかなとは思いますが、もうちょっとどうかなというふうに思いますので、その辺お願いします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 たまたまほかの利用がない状況ですね、利用していただいているということございまして、今お話ししたようなことはちょっと感じている方いらっしゃるかもしれません。ただ、今現在はですね、愛好会の道具って言いますか、太鼓類は、建物の一番広いところの奥の方に固めて片付けて、言ってみればそこに置いていただいておりますけれども、万が一、ほかの利用がありまして、それがちょっととけななきゃならないという場合は、当然でありますけれども、こちらの方から依頼をかけてですね、ほかの方の利用に邪魔にならないようなことについては、きちっと対応してまいりたいと、このように思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 すいません。ちょっと農業費に戻るんですけど、農業次世代人材投資事業に要する経費で、この事業そのものが28年までは前の事業があって、それを継続している事業だということなんですけど、ちょっと事業の中身についてですね、もう少し詳しく説明をお願いしたいのと、置戸町で1名で11月1日からということで、6か月分の計上だということなんですけど、ちょっとこの点についても、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 以前、28年度、27年度までですか、実施されていた、当時はですね、すいません。青年就農給付金という名前で予算にも何回か計上されたことがございます。これも制度内容が若干変更がありまして新しい名前になりまして、農業次世代人材投資事業補助金の制度ということになります。趣旨については、変わっておりません。あくまでも研修期間中、2年間に限ってでありますけれども、その生活支援をするという部分と、それから開始後5年間につきましては、言ってみれば安定した経営のために支援をしていくという単純な制度であります。ただ、現在ではですね、この営農を開始してからの5年間につきましては、1年目は前年の所得は発生しませんから特別な制限等ないんですけど、2年目から4年目につきましては、100万円から350万円までの間の所得がある場合におきましては、一定程度の調整がされまして、350万円を超えますと停止という形の制度になってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

14ページ、15ページ。

9款消防費、10款教育費、1項教育総務費、2項小学校費、4項社会教育費、5項保健体育費。
質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 旧小学校維持管理に要する経費というところですけども、体育館の利用が増えてきているということでの燃料あるいは電気料の追加ということですけども、この体育館というのは、どちらになりますかね。

○佐藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 旧境野小学校の体育館になりまして、利用団体というのが、バスケット少年団が利用されております。昨年度は、週1回を利用としておりましたが、今年度4月から週2回に増えまして、その分の電気使用料が約1.5倍ほど上がりましたので、その補正となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 従来であれば、本当はスポーツセンター等でやると思うんですけども、いろんな利用の団体があることから多分、境野の小学校体育館でやっているということだと思いますけども、こういう利用というのは、どんどんやっていただいでですね、青少年の育成に努めていただきたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

16ページ、17ページ。

13款給与費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。9款地方交付税。13款国庫支出金、1項国庫負担金、3項委託金。14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金、3項委託金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

7番。

○7番 小林議員 7ページの公共交通の関係なんですけども、523万5,000円追加なんですけども、去年は300万円ぐらいだと思ったんですが、年々利用者が減るからこういうふうなことになるのかなと思うんですが、利用増を図るために、どういうことをやっているのかお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 質問のございました、バスの補助金でございますけれども、昨年もややこの511万4,000円ほど支出をしております。今年につきましては、さらに増額となっておりますが、実は私どもの勝山線、そして置戸線は、状況としましては、昨年度よりも若干利用度が上がって補助金の額は減っているんです。しかし、陸別線が年々大きくなっているのが現状でございます。実際は、差額を出してみますと、陸別線が全体の押し上げている数字で言いますと、北見・陸別線単線で54万2,000円ほどの赤字、前年から比べると赤字額が増えているという状況でございます。これはやはりですね、補助金の制度でございますけれども、やはり平均乗車密度が5人いるかいないかで大きく変わります。この5人いるかいないかの部分で言いますと、やはり利用度がだんだんだんだんなくなっていけば、この補助金額が増えていくという構図になっております。

今、バスの振興でございますけれども、クールチョイスという事業でも、バスにラッピングをしたりですね、バスマップを作ったり、それから、そのほか種々ですね、バスの振興におきましては、私どもずっと通学定期の助成ですとか、様々な方面から北見バス様に対しては応援をしているところでございますけれども、今ひとつですね、いろんなモータリゼーションの進化によりまして、なかなか利用の拡大というふうに繋がっていかないんですけれども、事実としましては、この補助金額が増額傾向にあるのは、陸別線の赤字額が増えているということが実情でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 分かりましたけども、置戸と北見の間はどこまでを言うんですか。陸別は、どこからどこまでなんですか、線としては。

○佐藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 北見を出発いたしまして陸別線でございます。あの市街を通りまして、この拓実のところから陸別の方に向かっていく線を陸別線と呼びます。それから北見・勝山線は、勝山温泉ゆうゆまで行っている便でございます。それから北見・置戸線の部分で言いますと、緑清園の前で折り返す便でございます。それで3線を持っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 人の町のこと分からないですけど、陸別も同じぐらい負担しているということなんですか。

○佐藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 この北見バスの路線の補助につきましては、北見市さん、それから訓子府町さん、私どもと陸別町さんで、それぞれ人口割ですとか様々な要素に伴いまして、皆さん負担をいただいているという状況でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第66号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第66号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款道支出金、1項道補助金。4款繰入金、2項基金繰入金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第67号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第67号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2項介護予防サービス等諸費、4項高額介護サービス等費。4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、2項一般介護予防事業費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 居宅介護サービス保険給付に要する経費という事ですけども、265万円の減額であります。当初の見込みよりも人数も少ないというか伸びがなかったということでの説明でありましたけども、その実態と言いますか、お知らせいただきたいと思えます。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 今年度の介護保険の給付費に係る見込みにつきましては、今年度から開始しております第7期の介護保険事業計画の数値に基づき予算を組んでおります。その中では、アンケート調査、それから利用の見込み調査等含めて、この30年度から32年度までの給付見込みを立て、今年度の給付費については、その計画に基づき計上していたところですが、給付費の考え方としては、基本的には国としてもどんどん伸びていくだろうという試算で行いなさいという、まず原則がありながら地域の実情に基づき給付費を見込みを立てているところでございます。

今回、減額をします、この居宅介護サービス給付費の減額の主な理由につきましては、当初見込んでいたヘルパー訪問の部分が主に減額という形になります。このヘルパー訪問の制度の開設当初は、置戸町の介護ヘルパーさんの事業所1か所が、それで100%だったんですけども、当初、住所地特例施設、給付費を持つ町村は、転出した場合でも元の保険者がきちんと給付費を面倒見なさいというような考え方は、当初は介護保険施設3施設ということで、特別養護老人ホーム、それから介護老人

保険施設、それと療養型病床群という3か所のみだったんですが、その後、いろんな介護サービス付き住宅ですとか、経費老人ホームとか、あと養護老人ホームですね、そういった部分もすべて住所地特例施設ということで、どんどん増えて、今現在、北見市、それから遠くは札幌、恵庭、そちらの方のそういった介護サービス付きの住宅ですとか、高齢者住宅に入っている方がいらっしゃいます。その方が、外部のヘルパーさんを使えば、この置戸町の介護サービス給付費に響いてくるんですが、その利用者が若干減ったということも今回の要因となります。そのヘルパーを使った場合、介護1ぐらいですと5万円程度、1か月ですね。介護5になると、22万円程度ということで、22万円。かなり誤差があります。介護5で毎日ヘルパーさんが入るようなレベルになると、22万円ぐらい月かかってきますので、その方が1人1年間いれば、22万円の年間分ですから、260万円ぐらいそこで違ってくるという形になりますので、大雑把に言うと、介護5のヘルパー利用者が1人減っただけで、この260万円ぐらいは減になるというような形になりますので、今回のこの主な減額原因は、ヘルパーの分の減となります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。5款繰入金、2項基金繰入金。6款諸収入、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第68号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第68号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第69号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第69号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第70号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第70号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。4款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

そのまま自席でお待ちください。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

休憩 13時47分

再開 13時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号から議案第70号までの10件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第61号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第70号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの10件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第61号から議案第70号までの10件について討論を終わります。

これから、議案第61号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第70号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの10件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第61号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第63号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3件を一括して採決します。

議案第61号から議案第63号までの3件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第61号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第63号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 置戸町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第64号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第64号 置戸町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第5号)から議案第70号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの6件を一括して採決します。

議案第65号から議案第70号までの6件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第65号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第5号)から議案第70号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの6件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第71号 置戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例から

◎日程第14 議案第72号 置戸町議会委員会条例の一部を改正する条例まで

————— 2件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第13 議案第71号 置戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例から日程第14 議案第72号 置戸町議会委員会条例の一部を改正する条例までの2件を一括議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番 阿部光久議員。

○5番 阿部議員〔登壇〕 ただいま議題となりました議案第71号 置戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の趣旨説明を行います。

本町議会では、全議員による議会活性化委員会において事あるごとに議論をしていますが、議会議員の役割を果たし、開かれた議会を前提に過去2回の選挙を踏まえ、次期選挙に向けての方針を検討し明確にしていく必要があるとの趣旨から、設置された特別委員会で、平成29年6月16日から平成30年11月29日までの13回、議員定数の問題につきまして様々な角度から議論を重ねてきたところであり、調査の結果は、先日、特別委員長から報告されたとおりであります。

改正内容について申し上げます。

本則中「10名」を「8名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

以上で、議案第71号の趣旨説明を終わります。

次に、議案第72号 置戸町議会委員会条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案第71号と合わせまして、置戸町議会委員会条例を改正するものです。

改正内容について申し上げます。

第2条中「10人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

以上で、議案第72号の趣旨説明を終わります。

○佐藤議長 質疑、討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから議案第71号 置戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例から議案第72号 置戸町議会委員会条例の一部を改正する条例までの2件を一括採決します。

お諮りします。

議案第71号から議案第72号までの2件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第71号 置戸町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例から議案第72号 置戸町議会委員会条例の一部を改正する条例までの2件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見書案第10号 難病医療費助成制度の改善を求める要望意見書から

◎日程第13 意見書案第11号 日米物品貿易協定交渉に関する
要望意見書まで

————— 2件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第15 意見書案第10号 難病医療費助成制度の改善を求める要望意見書から日程第16 意見書案第11号 日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書までの2件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第10号から意見書案第11号までの2件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号から意見書案第11号までの2件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第10号から意見書案第11号までの2件について一括質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第10号から意見書案第11号までの2件について一括討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第10号 難病医療費助成制度の改善を求める要望意見書から意見書案第11号 日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書までの2件を一括採決します。

お諮ります。

意見書案第10号から意見書案第11号までの2件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号 難病医療費助成制度の改善を求める要望意見書から意見書案第

11号 日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書までの2件については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第1 議案第73号 工事請負変更契約の締結について
から

◎追加日程第2 議案第74号 工事請負変更契約の締結について
まで

————— 2件 一括議題 —————

○佐藤議長 追加日程第1 議案第73号 工事請負変更契約の締結についてから追加日程第2 議案第74号 工事請負変更契約の締結についてまでの2件について一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました、議案第73号及び議案第74号につきましては、工事請負変更契約の締結についてでございます。議案の内容につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。

〈議案第73号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 まず、議案第73号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第73号 工事請負変更契約の締結について、提案理由を説明いたします。

議案第73号につきましては、本年8月7日開催の第5回臨時会において、議案第51号で議決いただきました置戸地区簡易水道再編推進事業、給水支線配水管敷設工事につきまして、配水管路延長、土工数量等の工事内容の一部変更により、工事請負金額変更の契約締結を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 目的 置戸地区簡易水道再編推進事業 給水支線配水管敷設工事

2. 金額 変更前 9,147万6,000円

変更後 8,710万2,000円

3. 相手方 遠藤組・天内工業経常建設共同企業体

代表者 常呂郡置戸町字置戸255番地の22、株式会社 遠藤組、代表取締役 遠藤智子

構成員 北見市東相内町10番地7、天内工業株式会社、代表取締役 伊藤嘉高

なお、工期変更はございません。本年12月14日が工期となっております。

以上、議案第73号の説明を終わります。

〈議案第74号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 次に、議案第74号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第74号 工事請負変更契約の締結について、同じく提案理由を説明いたします。

議案第74号につきましても、本年8月7日開催の第5回臨時会において、議案第52号で議決いただきました社会資本整備総合交付金事業、橋梁長寿命化修繕工事について、鏡面舗装補修、伸縮継手補修等の工事内容の一部変更により、工事請負金額変更の契約締結を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 目的 社会資本整備総合交付金事業 橋梁長寿命化修繕工事

2. 金額 変更前 1億4,688万円

変更後 1億5,166万4,400円

3. 相手方 北辰・鐘ヶ江経常建設共同企業体

代表者 北見市北10条東4丁目1番地、北辰土建株式会社、代表取締役 鴨下辰哉

構成員 北見市北4条東7丁目1番地6、鐘ヶ江建設株式会社、代表取締役 高橋廣志

なお、工期変更はなく、完成は明年3月15日でございます。

以上、議案第74号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで、議案第73号から議案第74号までの提案理由の説明を終わります。

これから、議案第73号 工事請負変更契約の締結についてから議案第74号 工事請負変更契約の締結についてまでの2件を一括議題とし、これから質疑を行います。

〈議案第73号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 まず、議案第73号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第74号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 議案第74号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 金額が478万4,400円程度増えておりますけども、工事内容の変更ということでもありますけども、何か当初と違った部分での変更があったということで内容をお知らせください。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 学友橋の工事でありまして、学友橋の施行年度、昭和44年施行完了になっておりまして、かなり50年近い橋梁となっております。当時の設計図面等をもとに修繕計画を立てていたところですが、やはり現場を見ますと、既製品の桁と桁を繋げる伸縮装置って言うんですけども、既製品では対応できず特注品という事になりまして、そうすると単価、施行価格も北海道の通常の単価はできず、見積もり品、施行歩合に対しても見積を取らなきゃいけないというような形が一番金額が大きく跳ね上がった理由となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第73号 工事請負変更契約の締結についてから議案第74号 工事請負変更契約の締結についてまでの2件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第73号から議案第74号までの2件について討論を終わります。

これから、議案第73号 工事請負変更契約の締結についてから議案第74号 工事請負変更契約の締結についてまでの2件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第73号 工事請負変更契約の締結についての採決を行います。

議案第73号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第73号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 工事請負変更契約の締結についての採決を行います。

議案第74号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第74号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。14時30分から再開します。

休憩 14時10分

再開 14時30分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から、議案第75号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第6号)の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第3 議案第75号 平成30年度置戸町一般会計補正
予算(第6号)

○佐藤議長 追加日程第3 議案第75号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第6号)を議題と
します。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第75号は、平成30年度置戸町一般会計補正予
算(第6号)でございます。議案の内容につきましては、社会教育課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 議案第75号について説明をいたします。

議案第75号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第6号)。

平成30年度置戸町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳
入歳出それぞれ47億3,517万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の平成30年度置戸町一般会計補正予算事項
別明細書(第6号)により説明をいたしますので、事項別明細書、4ページ、5ページをお開き下さ
い。

(以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第6号)、別
添のとおり)

○佐藤議長 これから質疑を行います。

〈議案第75号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第6号)〉

○佐藤議長 議案第75号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第6号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第6号)、4ページ、5ページ、下段の歳出か
ら進めます。

3. 歳出。10款教育費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 今回の430万円の貸付について、果たしてそれがどうなるかというところは後で
考えたいと思いますけれども、まず、今さらですけれども、このOGF2開催に至る、いわゆるコン

セプトというか、この目的、趣旨、それについてお伺いをしたいと思います。そもそもOGF 1回目のそれを受けて2回目の開催するにあたって、どういう目的、どういう考え方があるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 今ご質問のあった、OGFの当初の目的はどういったことだろうということかと思いますが。OGFの予算計上の時にも申し上げたかとは思いますが、今回、セカンド、1回目を終えてセカンドを立ち上げるにあたりまして、置戸の30代、40代の若い人たちが中心になってですね、置戸町少し元気になってきたぞと、これで自分たちで盛り上げていこうと、そういうことがコンセプトになってございます。具体的にはですね、小さな町で老若男女すべて町民が楽しめるようなイベントにしたいと。また、スピーカーとしての役割を担い、様々な置戸の魅力を発信したい、また、未来、この置戸町を背負って立つ人材を育成したいと、そういったことが目的及びコンセプトになってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 貸付金額430万円ということですが、このOGF実行委員会、来年度から5年間で返すという約束になっています。その意気込みを実行委員長含めて、実行委員の皆さん、どういう気持ちなのか、その辺りしっかりお伝えください。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 今のご質問、今現在の実行委員会としての考え方ということかと思いますが、この貸付金を決定するにあたってですね、町と実行委員会と幾度となく協議をしまして、最終的には、実行委員会の皆さんの総意の中で、この貸付金を決定してきたわけですが、その中におきまして、今回のイベントとしては、間違いなく成功していると。たまたま収支興行的には、少しマイナスが出ているということもありまして、今回の借入金をきちっと返すことによって、自分たちの活動を地域にも認めてもらおうという意気込みで、あわよくば、今回430万円の借り入れですが、それを返した上で、もっと資金を貯めようと。そこまで皆で活動できればなということで、話になってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 それで、7月1日にこのイベントが開催されて終わって、もう何か月になるんですかね、3か月、4か月になると思うんだけど、赤字については歴然として、若干その後のシャツを売ったりということで圧縮されたようですが、ただ、その赤字の出たことについてのですね、実行委員会としての反省なり、検証して反省なりとそういった思いというのは、現実的にどういう思いを持っているのかちょっと知りたいんですね。というのは、置戸の夏まつりの1週間前にやったわけですね、一大イベントと称する置戸の夏まつり1週間前にやって、そんなふうにもまたこのお祭り、お祭り2つ続きましたよね。通常、今言われているのは、置戸のメインイベントであるお祭りについては、商工青年部の方が中心になってやられてるんだけど、非常に手が足りない。いろんな人から応援を得ながら何とか今続けてはいるんだけど、そういった状況の中で、さらに1週間後にね、こういった

大々的なイベントと言いますか、ライブですね。そういったことを続けたことに対する日程的なことについてのどういう反省があるのか。

それから野外でのライブということで、当然雨というか、天候というのは左右されるということは想定に入れなければならないと思うわけですね。そんな中で、残念ながら当日雨で、当日の入客というのは予定より減ったんだと思うんだけど、そういうことを含めてですね、想定外という言葉はいかがなものかと。やっぱりそれは、想定しながら券の売上げをきちっと整理していかんきゃなんない。要は、予定が3,200枚ということでの予算を立てたようですが、結果的には2,200枚、1,000枚の減少ということで、そのまま赤字に繋がったんですけど、やはりその辺の券の売上げのチェックというかな、そういったいわゆる常に収入に対してチェックをしていかんきゃなんないというか、そういうライブのマネジメントというか、そういったことをもう少しきちっとチェックしていくべきではないかという、我々外部の者の意見なんですけど、そういったことを含めてですね、実行委員会の考え方、すべてお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 まず、日程の関係かと思えます。日程、今回7月1日に決めさせてもらいました。当初、いろいろと案が出ていたのは確かなんですけども、周りの置戸町民だけでは目標の3,600人だとか集めることはできませんので、周りの町の状況、また北海道内のイベントの状況、音楽フェスの状況、それらいろいろ検討した結果、夏まつりの1週間後なんですけども、十分その日の日程で皆さん活動できると、逆にその日が一番ボランティアにしても実行委員にしても一番動きやすい日だということで、夏まつりは夏まつりで皆、実行委員も手伝って頑張ってるんですけども、その1週間後に決定をしてきているということでございます。

また、雨がずっとあってですね、その日程、雨での集客の券の売上げが見込めないのは、最初から分かったんじゃないかというような話でございますけども、実は1週間前には売れていない、前回の1回目と同じペースでしか売れていないというのは分かってました。ただ、前回の1回目のペースでいくと、最後の1週間、ちょっと伸びたものですから、実行委員としても少し期待してた部分は確かにあるんだと思えます。そこは、反省しなければならない点だというふうに思っておりますが、当然イベントを開催するにあたって、その収支のバランスというのは、歳出の方も含めてですね、実行委員としても検討しながら進めてはいたと。ただ、最終的な結果としてこうなったということで、決して怠っていたわけではないというふうにご理解いただきたいと思えます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 最終的に、こういう町からの借入金430万円ということで審議してるわけですけど、このことに対して実行委員会の考え方というかね、今回の赤字になった結果としての反省といいますか、これについて自分たちはどういふふうに判断しているのか、その言葉というか、そのことを聞きたいんですが。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 先程も若干申したんですけども、実行委員としてっていう話だったんですけど、社会教育課としては、決して今回失敗したとは思ってないです。人づくりとしては大成功、ボランテ

ィア含めてどんどん町の人たちを巻き込んでいったなというふうに考えています。評価もしています。ただ、その中でイベント興行として、たまたま430万円の赤字が出たということでございますけども、それを今回、貸付金という形で決定するにあたっては、実行委員会としても、当然1,500万円の今回の資金が町から出ているわけでございますので、その思いを感じてですね、今回の430万円については自分たちで用意できればいいんですけども、それもなかなか厳しいということで一旦、町に貸してもらって、それをきちっとこれからOGF実行委員会として5年かけて返していきたいという意気込みでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 仮決算の収支を見せていただいておりますけれども、例えば、物販のOGFのグッズの残りがおよそ180万円前後あります。そもそもこれの物販の制作に、これでいくと約300万円ぐらいかかっているんだろうなというふうに思いますけれども、これは例えば、その夏まつりの時にも会場で、例えば、OGFのロゴの入った団扇を配ったり、そういうことも一つの宣伝の効果として狙ってそういうものもあると思うんです。家にも何枚か、前回の含めるとたくさんあるんですけども、こういうものの効果と、例えば、そういうことじゃなくて、やはり、この前にある前段の宣伝費と言われる部分ね、この134万円が果たして効果に繋がったのかどうか。その物販の、例えば、無料で配布した分だとか、そういうものがどういうふうに効果として繋がったか、その辺もし分かるところがあればちょっとお聞きしたいです。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 今回、物販、タオル、Tシャツ等は制作にかかった分はきちっと回収をして、それプラス売り上げとして見込んでた部分と、あと無料で配布する団扇ですとか、そういうことを作成してあるんですけども、それについては、すべて業者の寄附の中で賄ってます。手出しをしてるわけじゃなくて、団扇ですと北見のホンダさんから全部、物を提供してもらって物販、配布をしていると。また、途中で履いてる手袋、OGFって入った手袋も業者の寄附の中で、そういう手袋を出したいということで作っていただいて配布をしているというような状況でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 分かりました。イベント終わった後の直会の焼肉の軍手までがOGFだったなんて話が周りから聞こえてきたりしてます。それはそういうきちとした裏付けがあるんだから、それはそれとしていいんじゃないかなというふうに思いますけれども、少なくともさっき言った、今回の目的、いわゆるまちづくりの活性化みたいな、若者たちがそういうものに取り組んだ、そういう活力をこれからのまちづくりに活かしていきたいという、そういう思いがあると。課長言われたように、今回のイベントは決して失敗ではなかったというふうに言うのであれば、あえてここは貸し付けということじゃなくて、自分たちが取り組んでいたその行いが間違いでなかったということであれば、貸し付けじゃなくて、ある意味で足りなかった分については町に補填をっていうような考え方は、なかったんでしょうか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 実行委員会と町でいろいろ協議していく中で、最終的に貸付金で、そして赤になった部分430万円借りた部分は、きちっと自分たちの責任の中で返済をしていくと。そういう結果、結論でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 分かりました。それじゃこれから5年間の中で、いわゆるこのOGFという、この今まで取り組んできたグループがですね、これからも活動していくということが前提なもんだから、あくまでもその借金を返すためということじゃなくて、新たな取り組みの中でそういうものが生まれて、それでなおかつ返せるような、そういう企画なりプランなり、もっと言えば、もうちょっと周りを取り込んで皆から理解されるような、そういう運動に繋げていって、結果的に5年間経ったら、その中でこの部分に関しては解消できるような、そういう方法で取り組んでもらいたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 確かに大きな反省はたくさんあったと思います。今回、430万円を貸し付けるということで、これを有効に使っていただいて、次に繋がるといいますか、今やってる実行委員の人たちがめげて落ち込むようなことがないような体制を、次へ向けていただきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 実行委員会としての、この430万円の貸し付けについて、彼らなりの本音と言いましょかね、気持ちの中には、やはり何とかもう一つ町側で何とかならないもんだらうかという気持ちは多分あったと思います。多分ですね、私、始まる前からですね、1回目の時からそうですけども、やっぱり2,000万円とか1,500万円というお金は、これは間違いなく置戸町の皆のお金ですよ。そのお金を使ってイベントをやるわけですから、これは何度も申し上げてきたんですが、最後のですね、締めをきちっとしなければ、どんなに上手くいっても、それはやっぱり成功だというふうに言い切れないということをずっと申し上げてきました。ですから、そういうことも実行委員会として、特に代表になっている彼なんかは、特にその辺の認識はきちっとあったと思います。そういう中で、430万円の赤字の部分の何とかしなければならぬというふうに考えた時には、やはりいろんな資金の調達方法はあるんでしょうけれども、無利子で町の方から、こうやって貸し付けしてくれるのであれば、自分たちもこれから3回目、4回目に繋がっていく道筋は残っていくのかなと、そういう思いが多分彼らなりにあったと思います。私はそれは大事にしてあげたいというふうに思ってます。

大事にするということは、2回目の決算もきちっとやって、支払いをしなければならない部分、物については支払いを終わらせて、そうしないと3回目ということは、非常に難しいことになっていくであろうというふうに言わざるを得ないと思いますので、そのことも彼らに伝えたところであります。そうした中で最終的な彼らなりの判断も、この貸し付けのことでいえばあったと思います。そんなことで理解していただければなというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入へ進みます。

2. 歳入。9款地方交付税。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第75号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第6号)の討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第75号について討論を終わります。

これから、議案第75号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第6号)を採決します。
議案第75号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第75号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成30年第8回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 14時57分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長 高橋 一史が記録、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番
